

小坂町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

(令和4年5月一部変更)

秋田県小坂町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	小坂町の概況	
①	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
②	過疎の状況	1
③	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に 配慮した小坂町の社会経済的発展の方向	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	
①	年齢階層別、男女別等から見た人口の推移と今後の見通し	4
②	産業構造、各産業別の現況と今後の動向等	6
(3)	行財政の状況	
①	行政の状況	7
②	財政の状況	8
③	施設整備水準等の現況と動向	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
①	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	14
②	当該計画における考え方との整合性	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
①	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	16
②	多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進	16
③	地域間交流の促進	16
④	地域社会の担い手となる人材の育成	16
⑤	過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保	17
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	20
(3)	計画	21
3	産業の振興	
①	産業振興の方針	22
②	農林水産業の振興	23
③	商工業の振興	23
④	情報通信産業の振興、観光の開発	23
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	28
(3)	計画	31
(4)	産業振興促進事項	32

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
4 地域における情報化	
① 地域における情報化の方針	33
② 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正	33
③ 住民の生活の利便性の向上を図るための情報流通の円滑化	33
④ 高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実	33
⑤ 地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供施策	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計画	36
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
① 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	37
② 道路の交通施設の整備	37
③ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供	37
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
6 生活環境の整備	
① 生活環境の整備の方針	44
② 住宅及び水の確保	44
③ 汚水及び廃棄物の処理	45
④ その他快適な生活環境の確保	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	48
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	53
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
① 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	54
② 子育て支援や介護サービスの確保及び充実	54
③ 子育て支援や介護サービスに従事する者の確保及び施設整備	55
④ 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減	55
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	58
(3) 計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	62
8 医療の確保	

① 医療の確保の方針	62
② 必要な施設及び設備の整備	62
③ 医師等の確保	62
④ 定期的な巡回診療及び医療機関の協力体制の整備	63
(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	64
(3) 計画	65
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	66
9 教育の振興	
① 教育の振興の方針	66
② 学校施設や集会施設、体育施設、図書館、その他の社会教育施設等の整備	66
③ 教職員の配置や通学支援	67
④ 子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興	67
⑤ 過疎地域の特性に応じた学校教育、社会教育の充実及び生涯学習の振興	67
⑥ 過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を活かした教育機会の提供	67
(1) 現況と問題点	67
(2) その対策	70
(3) 計画	73
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	74
10 集落の整備	
① 集落整備の方針	75
② 基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備	75
③ 集落の適正規模及び配置、集落支援員の配置	76
(1) 現況と問題点	76
(2) その対策	77
(3) 計画	78
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	78
11 地域文化の振興等	
① 地域文化の振興等の方針	78
② 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成	79
(1) 現況と問題点	79
(2) その対策	79
(3) 計画	81
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	81
12 再生可能エネルギーの利用の推進	

① 再生可能エネルギーの利用推進の方針	81
② 過疎地域の自然的特性を生かしたエネルギーの利用及び土地、水、バイオマス その他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進	81
(1) 現況と問題点	82
(2) その対策	82
(3) 計画	82
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	83
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
① 自然環境の保全及び再生	83
② 国内・国外交流の推進の方針	83
(1) 現況と問題点	84
(2) その対策	85
(3) 計画	86
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	87

1 基本的な事項

(1) 小坂町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、秋田県の北東端、北東北三県(秋田県・青森県・岩手県)のほぼ中央に位置し、気候は山間盆地特有の内陸型で、積雪寒冷地となっています。また、町土の約7割が森林であり、多くが国有林で占められています。町の中央部には米代川の支流である小坂川が流れ、北東部には国の特別名勝・天然記念物に指定されている十和田八幡平国立公園の十和田湖があり、日本でも有数の自然に恵まれた地域となっています。面積は、明治4年の廃藩置県以来、決まっていなかった十和田湖の境界が平成20年12月に決定し、現在は201.70k㎡となっています。

歴史的には、明治21年の市町村合併で小坂村と小坂鉱山が合併して小坂村になり、大正3年に町制が施行され、昭和30年の市町村合併で小坂町と七滝村が合併して現在の“小坂町”となっています。

鉱山の町として栄えてきた本町は、文久元年(1861年)に「小坂鉱山」が発見されて以来、明治初期より鉱山の町として経済や文化が発展し、日本の近代化を支えてきました。しかし、昭和60年代の急激な円高や鉱量の枯渇等により、本町内の鉱山は統廃合や閉山が相次ぎ、本町の経済に大きな打撃を与えてきました。現在は、明治時代に創業して以来培ってきた鉱山・製錬技術を活用し、環境リサイクル産業へ転換が図られ、資源循環型社会の構築を目指した町の施策とともに、本町は資源循環型のまちとして広く認知されるようになっていきます。

交通体系は、南北に縦断する「国道282号」と東西に横断する「主要地方道大館十和田湖線(樹海ライン)」が主軸となっています。また、昭和61年に「東北縦貫自動車道」が開通するとともに、平成2年には小坂インターチェンジが供用開始されました。さらには「日本海沿岸東北自動車道」の整備とともに東北縦貫自動車道とのジャンクションにより本町地内で連結し、本町は東北と日本海側の高速交通網が集結する要衝となっています。

観光面では、十和田湖とともに、明治期から昭和初期に建設された鉱山関連の産業遺産群(近代化遺産)を活用した滞留型観光を推進しています。

② 過疎の状況

ア 人口等の動向

本町域の人口は、大正9年に実施された国勢調査では17,097人と当時では秋田市に次ぐ人口を有していましたが、昭和60年代の「小坂鉱山」の閉山といった経済的打撃により大きく減少し、本町は人口減少等による「過疎市町村」となり、平成27年の国勢調査では5,339人と国勢調査が開始された大正9年から約69%もの減少率となっています。

国勢調査が実施される5年間で比較すると、昭和60年から平成2年の人口減少率が一番高く17.4%となっていて、次いで昭和45年から昭和50年の13.7%となっています。

これは、昭和60年代の鉱山の統廃合や閉山による要因が大きく、昭和40年代後期の人口減少も労働力の移転によるものと考えられ、本町を支えてきた主要産業である小坂鉱山等の動向が人口の流出を大きく左右しています。

イ これまでの過疎法に基づく対策

本町は、昭和 61 年に過疎地域振興特別措置法による過疎地域の指定を受け、その後も過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎対策として様々な取り組みを行ってきました。

農業に関しては、複合経営による農業振興、収穫率の向上や担い手の参入を確保するため、ほ場整備を主体として生産基盤の集積や拡大を進めてきたほか、バイオマスタウン構想に基づき農家の所得向上と資源循環を目指してきました。また、地場産業の振興として、施設整備や観光と農業との連携による農産物の販売拡大を展開しました。

畜産に関しては、大規模養豚団地が第四期養豚団地まで拡大され、SPF豚（特定病原菌を持たない豚）としての銘柄定着と新たな雇用拡大が図られました。

商業に関しては、低利な融資制度により経営の維持に対して支援したほか、町内での購買力向上を図るためにポイントカード事業に対して支援を行ってきました。

工業に関しては、本町の基幹産業であった非鉄金属鋳業が、小坂鋳山で培われた技術力を活用した環境リサイクル産業へと移行し、その産業基盤の構築として基幹町道の整備や立地支援等を行いました。また、中小企業に対しては、経営体質の強化を図るため、低利融資による支援を行いました。

観光に関しては、明治の芝居小屋・康楽館を主体とした滞留型観光を目指し、小坂鋳山が残した近代化産業遺産の小坂鋳山事務所の移築・復原、七滝エリアの道の駅周辺整備、明治百年通りにぎわい創出事業による小坂鉄道レールパーク等の観光施設の整備により、魅力アップに努めました。

また、十和田湖の和井内エリアに観光拠点施設や駐車場などの整備を令和 5 年度の完成を目標として継続しています。

起業の促進に関しては、地域に内在する資源を有効活用し、農商工観の連携等により新たにビジネスを開始しようという取り組みを支援するとともに、起業・創業促進機能を持たせた貸事務所として七滝活性化拠点センターを整備しました。

交通体系の整備については、基幹町道、公共施設と集落を結ぶ町道等の拡幅改良及び歩道設置を行うとともに、老朽化が懸念される橋りょうの計画的な補修による長寿命化、冬期交通の安全確保のための除雪機械の導入や融雪設備の整備を行いました。また、住民の公共交通の維持・確保のため、町営バスの運行やバス路線の延伸、乗合タクシー運行を行いました。

情報通信に関しては、町内において通信事業者による光回線が整備されたことにより、高度通信環境が整えられたほか、地上デジタル放送への完全移行に伴う難視聴地域の受信施設整備に対して支援を行いました。また、防災情報伝達対策として、緊急告知ラジオを希望する全世帯に配付しました。

生活環境に関しては、ごみ・し尿処理、消防・救急、砂子沢ダム建設に伴う上水道、計画に沿った下水道等に重点を置き、整備を行いました。そのほか、特徴的な取り組みとして生ごみ堆肥化促進事業を展開しました。

福祉に関しては、急激に進行している高齢化社会に対応するため、社会福祉法人施設整備に対する支援のほか、やさしいまちづくりの拠点として小坂町福祉保健総合センターを整備し、保健衛生、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉などの連携環境を整えました。

医療に関しては、町内における医療環境の確保と医療水準の向上を目指して、町立歯科診療

所の医療機器の更新とともに、医師確保として町内唯一の医療機関である民間診療所の医療機器整備への支援、十和田湖地区での医療確保のための十和田湖診療所（青森県十和田市）の運営に対する支援を行いました。また、鹿角地域の専門科医の医師確保に対しても支援を行いました。

教育に関しては、人口減少・少子化により児童生徒数が減少していることから、教育環境の整備や再編を見据えた新総合教育エリア構想を策定し、小学校と中学校の教育施設を併設して9年間を見通した教育カリキュラムの構築と教育施設の整備を行いました。また、各地区のコミュニティセンターを建設したほか、社会教育施設や体育施設の環境整備を行いました。

地域文化に関しては、総合博物館「郷土館」の施設や展示施設の改修、歴史的建造物である中小路の館の整備を行い、地域文化の学習機会の創出に努めました。

ウ 現在の課題と今後の見通し

本町は、これまでの過疎対策において、過疎地域における活力低下の解消と地域格差の是正に取り組んできました。しかしながら、少子高齢化や若年層の流出により、特に生産年齢となる年代層が減少し、経済や財政基盤が低下してきている状況にあります。

今後さらに予想される急激な人口減少に歯止めをかけるためには、特に若い世代の定住促進、産業と地域活性化による雇用の場の確保、町民の安全・安心な暮らしの実現などに取り組む必要があります。

このことにより、出生率が回復し、社会減が抑制されれば、本町の人口は緩やかな減少で推移していくものと予想されます。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した小坂町の社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

本町の就業人口の総数は、昭和35年から平成27年までの55年間で4,361人（64.6%）減少しています。産業別に見ると、第一次産業、第二次産業の就業人口はそれぞれ1,513人（88.3%）、2,671人（78.9%）と大幅に減少していますが、第三次産業は177人（10.7%）の減にとどまっています。

就業構造を見ると、明治初期から鉱山の町として栄えてきたことにより、昭和35年の第二次産業就業人口は50.1%を占めていましたが、昭和60年代の急激な円高や鉱量の枯渇等による合理化等によって、平成2年には45.0%、平成17年には34.5%、平成27年には29.8%と減少が続いています。第一次産業も減少が続き、昭和35年の25.4%が平成27年には8.4%となり、農家所得の減少や担い手不足、農業従事者の高齢化が進行しています。

イ 地域の経済的な立地特性

鉱山の町として栄えてきた本町は、昭和60年代の急激な円高や鉱量の枯渇等により鉱山の統廃合や閉山が相次ぎ、本町の経済に大きな打撃を受けましたが、古くから培ってきた鉱山・製錬技術を活用し、環境リサイクル産業へ転換が図られ、資源循環型社会の構築を目指してい

ます。さらに、小坂鉱山が残した近代化産業遺産群を新たな観光資源として整備し産業観光への活用に取り組んでいます。

また、本町は高速交通体系に恵まれていて、東北縦貫自動車道と日本海沿岸東北自動車道が本町内で連結されたことにより、関東圏から東北部への物流と日本海側からの物流が本町内で交差するなど、高速交通網が集結する要衝となっています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業である環境リサイクル産業をはじめとして、地熱や水力などの自然エネルギーの活用等資源循環型の社会づくりを進め、各産業の育成・支援を目指すほか、十和田湖を代表とする豊かな自然環境や多様な農畜産物、近代化産業遺産等の様々な観光資源を活用し、交流人口の増加やにぎわいの創出を図り、地域経済及び産業の活性化、産業間の連携による地域活性化を図る必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 年齢階層別、男女別等から見た人口の推移と今後の見通し

本町の人口の推移を見ると、昭和 35 年以降減少の一途をたどっています。昭和 50 年から平成 2 年まではオイルショックによる経済不況、急激な円高や鉱量の枯渇等による度重なる鉱山の合理化等により 30%以上の大幅な減少となっていますが、以降はやや鈍化傾向を示しています。

年齢階層別では、年少人口（0～14 歳）は昭和 35 年から令和 2 年にかけて 4,746 人（93.1%）の減少となっています。生産年齢人口（15～64 歳）についても昭和 35 年から減少を続け、令和 2 年にかけて 7,469 人（76.6%）の減となっています。このうち若年者人口（15～29 歳）も生産年齢人口に比例して減少が続いています。

一方、高齢者人口（65 歳以上）は、増加傾向で推移し、平成 2 年には高齢化率が 20%を超え、令和 2 年には 44.9%に達し超高齢社会に突入していますが、人数で見ると高齢者についても減少が始まっています。

男女別に見ると、構成比はほぼ変わらず推移しています。

今後は、更に少子高齢化が進行し人口減少が進むことが予測され、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、2040 年には 3,011 人と推計されています。本町の特徴として、人口減少の中でも 29 歳以下の減少が著しく、出生数の減少と若年者の転出が顕著となっていることから、人口の定着や結婚・出産・子育ての支援を図る施策を重点に展開し、人口減少を緩やかにする必要があります。

平成 28 年（2016）3 月に策定された小坂町人口ビジョンでは、種々の施策により合計特殊出生率と純移動率を仮定値で設定し、令和 22 年（2040 年）に、「めざすべき将来人口」を 3,586 人としています。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	15,676	11,878	△ 24.2	8,035	△ 32.4	6,824	△ 15.1	5,339	△ 21.8	4,780	△ 10.5			
0歳～14歳	5,100	2,811	△ 44.9	1,151	△ 28.1	796	△ 30.8	477	△ 40.1	354	△ 25.8			
15歳～64歳	9,750	7,953	△ 18.4	5,230	△ 21.9	3,779	△ 27.7	2,634	△ 30.3	2,281	△ 13.4			
うち15歳～29歳(a)	3,985	2,110	△ 44.9	1,046	△ 32.4	721	△ 31.1	441	△ 38.8	418	△ 5.2			
65歳以上(b)	826	1,114	34.9	1,654	15.7	2,249	36.0	2,228	△ 0.9	2,145	△ 3.7			
(a)/総数 若年者比率	25.4	17.8	—	13.0	—	10.6	—	8.3	—	8.7	—			
(b)/総数 高齢者比率	5.3	9.4	—	20.6	—	33.0	—	41.7	—	44.9	—			

参考：国立社会保障人口問題研究所推計人口（平成25年3月推計）

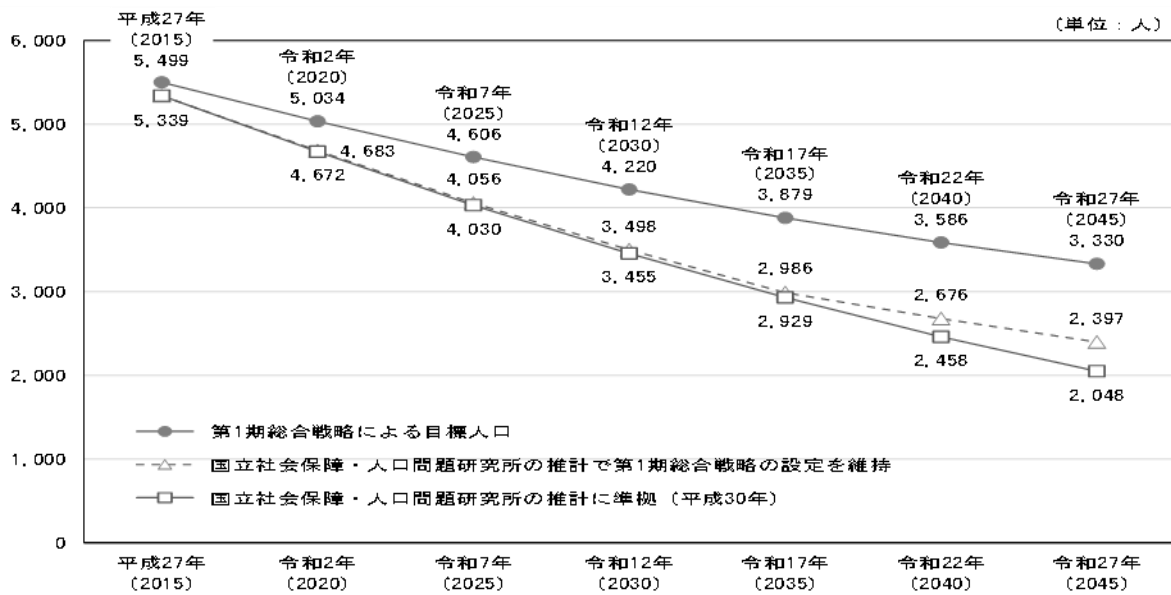
(単位：人)

	昭和40年	45	50	55	60	平成2	7	12	17	22	27	32	37	42	47	52
	1965年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
15歳未満	4,530	3,709	2,811	2,087	1,601	1,151	1,014	862	796	610	514	407	362	301	260	235
15～64歳	9,836	9,015	7,953	7,159	6,698	5,230	4,814	4,226	3,779	3,235	2,739	2,432	2,126	1,844	1,584	1,366
65歳以上	914	1,044	1,114	1,280	1,429	1,654	1,875	2,080	2,249	2,209	2,184	2,055	1,868	1,718	1,566	1,410
総人口	15,280	13,768	11,878	10,526	9,728	8,035	7,703	7,168	6,824	6,054	5,437	4,894	4,357	3,862	3,410	3,011
人口割合																
15歳未満	29.6%	26.9%	23.7%	19.8%	16.5%	14.3%	13.2%	12.0%	11.7%	10.1%	9.5%	8.3%	8.3%	7.8%	7.6%	7.8%
15～64歳	64.4%	65.5%	67.0%	68.0%	68.9%	65.1%	62.5%	58.9%	55.4%	53.4%	50.4%	49.7%	48.8%	47.7%	46.5%	45.4%
65歳以上	6.0%	7.6%	9.4%	12.2%	14.7%	20.6%	24.3%	29.0%	33.0%	36.5%	40.2%	42.0%	42.9%	44.5%	45.9%	46.8%
人口増減率(年換算)																
	-2.1%	-2.9%	-2.4%	-1.6%	-3.8%	-0.8%	-1.4%	-1.0%	-2.4%	-2.1%	-2.1%	-2.3%	-2.4%	-2.5%	-2.5%	

表 1-1(2) 人口の見通し (小坂町人口ビジョン)

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)	(2045年)
総人口 (人)	5,499	5,034	4,606	4,220	3,879	3,586	3,330
0～14歳	521	432	418	397	395	411	425
15～64歳	2,757	2,478	2,215	1,967	1,758	1,599	1,501
65歳以上	2,221	2,124	1,973	1,856	1,726	1,576	1,404
年少人口比率	9.5%	8.6%	9.1%	9.4%	10.2%	11.5%	12.8%
生産年齢人口比率	50.1%	49.2%	48.1%	46.6%	45.3%	44.6%	45.1%
高齢化率	40.4%	42.2%	42.8%	44.0%	44.5%	43.9%	42.2%

めざすべき将来人口 各推計の比較 (総人口) (2015年～2045年)



② 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等

産業別人口を見ると、平成27年の国勢調査で第一次産業が8.4%、第二次産業が29.8%、第三次産業が61.9%といった就業人口比率となっていて、本町の基幹産業が第三次産業へ移り変わってきています。

第一次産業は昭和35年以降減少が続き、平成27年には200人となり、この期間中、就業者は8分の1にまで激減しました。米価の低迷、農業関連資材費等の高騰、農業従事者の高齢化や後継者不足により農地の集積や法人化等が加速し、個人事業主としての農業離れが進行することが懸念されています。

第二次産業は鉱業、建設業に支えられてきて、昭和40年には鉱業の就業人口比率が33.4%と3分の1を占めていましたが、昭和60年代の急激な円高や鉱量の枯渇等による合理化等で採掘を終了し、鉱業から製錬という製造業へ転換したことにより、平成2年には製造業が30.3%を占めるという逆転現象となりました。また、企業誘致を図り雇用の創出に取り組んでいますが、景気低迷の影響を受けて、特に建設業の就業者数の減が顕著となっています。

第三次産業の就業人口は増減を繰り返しながら、やや減少してきています。就業人口比率を見ると昭和35年は24.6%であったものが、平成27年には61.9%と就業人口の6割を超えています。本町は豊かな自然や小坂鉱山が残した近代化産業遺産の観光資源に恵まれ、滞留型観光の推進によって、この分野での雇用の創出が見込まれます。

本町の就業構造の特徴の一つとして、平成27年国勢調査において昼間人口比率が108.9%と多く、県内の中でも2番目の高さとなっていて、町外からの就業者が多くなっています。

表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,756		人 5,426	△ 19.7	人 3,677	△ 32.2	人 3,090	△ 16.0	人 2,395	△ 22.5
第一次産業 就業人口比率	人 1,713		人 922	△ 46.2	人 479	△ 48.0	人 306	△ 36.1	人 200	△ 34.6
	% 25.4		% 17.0	—	% 13.0	—	% 9.9	—	% 8.4	—
第二次産業 就業人口比率	人 3,384		人 2,581	△ 23.7	人 1,653	△ 36.0	人 1,065	△ 35.6	人 713	△ 33.1
	% 50.1		% 47.6	—	% 45.0	—	% 34.5	—	% 29.8	—
第三次産業 就業人口比率	人 1,659		人 1,914	15.4	人 1,545	△ 19.3	人 1,719	11.3	人 1,482	△ 13.8
	% 24.6		% 35.3	—	% 42.0	—	% 55.6	—	% 61.9	—

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

本町は、昭和30年4月に小坂町と七滝村が合併して新小坂町が誕生し、地域内に存在する豊富な資源の開発と国立公園十和田湖をはじめとする観光施設等の整備による誘客を図り、産業の振興発展を目指して、まちづくりを進めてきました。

平成14年には、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」などにより市町村合併が促され、本町も地方自治体の基盤強化の方策として、市町村合併について検討を重ねました。その結果、住民が身近な環境の中で自主的に意欲を持って生活できる環境をつくりあげることが本来の地方自治の姿と判断し、現時点では合併しないことを選択しました。しかしながら、国の地方分権と三位一体改革という更なる改革推進により、本町の行財政運営は更に厳しい状況に直面すると考えられたことから、平成16年度に「小坂町まちづくり推進計画」を策定し、行財政改革や事務事業の見直し、町民参加による協働のまちづくりについて目標を定め、行政経費の削減と事務事業の効率化等の行政のスリム化に取り組みました。

現在は、令和3年度からスタートしている第6次小坂町総合計画で示したまちの姿「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」を目指し、様々な文化や歴史に育まれた小坂町の“ひとの個性”と、十和田湖の自然、鉱山文化や康楽館といった近代化産業遺産群、環境への取り組みといった“まちの魅力”を輝かせ、人びとの交流と地域の産業を未来へつなぐためのまちづくりを進めています。

また、平成26年7月には空き校舎を利用し、分散していた役場機能の集約を図り、住民サービスと行政効果の向上を目指して、役場庁舎の移転整備を行っています。

広域行政については、平成6年6月に鹿角市とともに鹿角広域行政組合を設立し、常備消防及び救急、ごみ処理、し尿処理、斎場等広域的な取り組みが必要とされる行政サービスの安定かつ効率的提供に努めています。そのほか、共同中心市である青森県十和田市及び三沢市と広域連携している上十三・十和田湖広域定住自立圏及び大館圏域定住自立圏構想に基づき、広域圏での共通課題解決に向けて取り組んでいます。

② 財政の状況

本町の普通会計の財政状況は、表 1-2(1)のとおりです。

歳入総額における一般財源で大きな割合を占めているのは地方交付税で、歳入全体に占める割合は、平成 22 年度で 44.6%、平成 27 年度で 45.1%、令和元年度で 45.6%とほぼ横ばいで推移し、なお大きく依存しています。一方、町税は平成 22 年度で 14.1%、平成 27 年度で 15.1%、令和元年度で 15.3%となっており、企業からの税収である法人町民税に大きく左右される状況となっています。

歳出においては、人件費は近年まで同程度で推移してきましたが、再任用制度や会計年度任用職員制度といった雇用体系の変化による増加が見込まれます。特に会計年度任用職員については、一時金の段階的引き上げが必要となることから、今後も上昇が見込まれます。

物件費は減少傾向でありましたが、消費税率が改定となったことや、小坂鉄道レールパーク等の新たな施設整備を行ったことに伴って管理経費などが増加傾向にあります。

投資的経費については、公共施設の老朽化から大規模改修などが必要となっており、計画的な改修計画などにより事業費の平準化が必要となってきました。十和田湖和井内エリア整備事業などの新たな施設整備に着手していることから事業費の増加や地方債残高の増加が懸念されます。

各種財政指標を見ると、令和元年度決算に基づく健全化判断比率では、実質赤字比率と連結実質赤字比率は全ての会計に係る実質収支が黒字であることから「該当なし」となっています。

また、公債費に充当された一般財源の割合を示す実質公債費比率は 15.7%で、早期健全化判断基準である 25%を下回っています。将来にわたる財政負担の指標となる将来負担比率は 103.7%で、早期健全化判断基準である 350%を下回っていて、財政の健全性は確保されていますが、増加傾向にあり今後注意していく必要があります。

一方、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出される経費に地方税や普通交付税などの一般財源をどれくらい充当しているかを示した財政の健全性を判断する経常収支比率は、令和元年度で 99.1%と上昇し、財政の硬直化に留意しなければなりません。地方債残高は普通建設事業の抑制により平成 27 年度をピークに減少に転じていますが、新たな事業に着手していることから再び増加に転じることが懸念されます。

さらに、今後も増加すると予想される少子高齢化に対する地域福祉における財政需要、地域経済の活性化に向けた基盤整備、今後の社会資本の維持管理とともに、廃止となった施設の除却費用、公営企業への繰出金など財政需要の増大が見込まれることから、過疎対策に関する財政上の方針として徹底した支出の効率化と抑制を進め、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、将来にわたる財源の充実確保を図っていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症について、いまだ改善の兆しが見えないことが町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、今後も引き続き感染防止対策や新しい生活様式への対応に向けた行政需要が見込まれる状況にあります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	4,729,681	4,886,196	4,576,128
一般財源	3,022,626	3,182,894	3,533,175
国庫支出金	489,175	362,620	245,297
都道府県支出金	321,096	186,650	199,410
地方債	433,879	385,760	418,375
うち過疎債	46,300	111,900	201,400
その他	462,905	768,272	179,871
歳出総額 B	4,614,433	4,723,175	4,447,641
義務的経費	1,603,476	1,505,163	1,627,162
投資的経費	724,663	531,516	512,935
うち普通建設事業	724,663	515,224	512,935
その他	2,286,294	2,686,496	2,307,544
過疎対策事業費	1,366,398	1,414,305	920,704
歳入歳出差引額 C (A - B)	115,248	163,021	128,487
翌年度へ繰越すべき財源 D	38,880	7,579	21,049
実質収支 C - D	76,368	155,442	107,438
財政力指数	0.37	0.28	0.28
公債費負担比率	15.8	12.0	15.3
実質公債費比率	13.1	13.2	15.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.9	82.3	99.1
将来負担比率	78.6	125.7	103.7
地方債現在高	4,187,157	5,132,779	4,808,816

資料：地方財政状況調査

③ 施設整備水準等の現況と動向

町民生活と関わりの深い道路については、国・県道等の基幹道路は交通安全対策や融雪歩道の設置など、安全な交通確保のため順次整備が進められています。町道などの整備は改良率・舗装率とも改善はされてきていますが、まだ十分とは言えず、生活道路としての地域内道路の整備が必要です。また、安全と公共性を確保した生活交通網や冬期交通を確保するため、計画的・体系的な道路整備が求められます。

生活環境においては、平成 22 年度の砂子沢ダムの完成により、安定的な水道の供給が実現し、下水道区域の拡大とともに普及率も着実に上昇しています。また、水洗化率も平成 10 年 4 月の公共下水道の一部供用開始を受け、着実に上昇しています。今後も、住宅リフォーム支援事業などの補助制度を活用し、下水道接続率が向上する見込みではありますが、今後増大する財政需要に対して、財政バランスの確保が必要となってきます。

医療機関に関しては、民間の診療所、町立と民間の歯科診療所の医療環境であり、十和田湖地区においては隣接する青森県十和田市の診療所に委ねている状況です。高度で総合的な医療の確保としては、広域圏での高度医療機関の維持整備に対して支援しています。

教育関連施設については、新総合教育エリア構想に基づき、小中一貫教育の推進や少子化に対応した整備を行い、現在は小学校 1 校、中学校 1 校となっています。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.7	25.8	32.3	39.4	43.0
舗装率 (%)	43.4	39.0	56.3	57.0	58.6
農道					
延長 (m)	—	—	—	13,257	13,257
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	14.3	13.1	46.8	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	6,352	6,352
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.3	5.1	39.8	—	—
水道普及率 (%)	86.7	88.4	92.6	89.6	98.2
水洗化率 (%)	—	—	21.1	45.6	83.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	3	—	—	—	—

資料：公共施設状況調査ほか

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は鉱山の町として栄え、全国に誇るべき十和田湖と、多くの鉱山関連の歴史を刻む近代化産業遺産群、豊かな自然や緑に囲まれた町です。こういった恵まれた環境にありながらも、昭和 60 年代の鉱山の統廃合や閉山に伴い、経済的に大きな打撃を受け、人口減少、少子化、高齢化が加速し、経済の低迷が続いています。

このような状況において本町は、「小坂町過疎地域振興計画（昭和 61 年度～平成元年度）」、「小坂町過疎地域活性化計画（平成 2 年度～平成 11 年度）」、「小坂町過疎地域自立促進計画（平成 12 年度～平成 21 年度）」「小坂町過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～令和 2 年度）」を策定し、過疎地域における活力低下の解消と地域格差の是正に取り組んできました。

「小坂町過疎地域振興計画」では、高齢化社会に対応した人口定住化の確立、地域産業の振興と観光開発、新規地場産業の育成と企業誘致、計画的な都市機能の整備、生活環境の整備と安全で快適なまちづくり、を基本方針として、小坂町交流センター「セパーム」や集落を結ぶ町道を主体に整備を進めてきました。

「小坂町過疎地域活性化計画」では、未利用地を活用した農林業の振興、小坂インターチェンジ及び秋田県金属鉱業研修技術センターを活用した鉱工業及び観光産業の振興、高齢化社会に対応した福祉の確立、を基本方針として、県営農用地の開発や農道等の整備、(財)秋田県資源技術開発機構への出えん、七滝エリア緑地等の整備、小坂鉱山事務所の移築・復原、町道停車場線や国際交流広場の整備、小坂町福祉保健総合センターや七滝コミュニティセンターの建設、簡易水道や町道の整備など、農業に対する基盤整備、鉱工業の振興のための体制整備、町民の福祉や生活を快適にするための施設整備を進めてきました。

「小坂町過疎地域自立促進計画」では、「小坂町総合計画～エコライフ・プラン 21～」における将来像の実現を目指して、魅力あふれる地域イメージの形成、心豊かな社会の実現、安定した生活実現を目指す地域産業の育成、地域発展の基盤整備、清らかで暮らしやすい生活環境づくり、希望と生きがいの社会づくり、を基本方針として、小坂鉱山事務所の移築・復原、産業関連道路の整備、高度情報基盤の整備、医療機器や高規格救急車両等の導入、老人憩の家や

コミュニティセンターの整備、簡易水道や町道の整備といった、現在の観光交流基盤の構築、産業基盤の整備、住民福祉の向上のための施設整備などを行ってきました。

平成22年度からの「小坂町過疎地域自立促進計画」では、地域の資源と特徴を最大限に生かした地域産業づくり、住民を主体とした活力あるまちづくり、すこやかで快適な住環境づくり、を基本方針として、農地基盤整備、七滝産地直売所建設、農産物加工施設整備、明治百年通りにぎわい創出事業による施設整備及びソフト事業、町道整備や橋りょう補修、緊急告知ラジオ導入、老人憩の家やコミュニティセンターの整備、医療機関への支援、小坂小学校大規模改修や小坂中学校移転新築、社会教育及び体育施設整備、定住促進住宅建設といった、にぎわい創出と交流空間の整備、教育や医療の充実、住民福祉の向上のための施設整備、空き公共施設の活用による地域の活性化拠点施設整備を行い、また、十和田湖地区の観光拠点として十和田湖和井内エリアを令和5年度の完成を目指して整備することとしています。

しかしながら、人口の減少には歯止めがかからず、生産可能年齢の流出及び本格的な少子高齢化の進行により、本町を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあることから、継続的に更なる過疎対策が必要です。

全国的にも人口減少、少子高齢化の状況の中で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的である「人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成」を実現するためには、本町が持つ資源や文化を最大限に活用するとともに、住民を主体とした地域活力の高まりとそれを支える機能の整備が必要となっています。

このことから、人口減少の抑制策、少子高齢化に対応した地域づくりが急務であり、特に若い世代の定住促進、産業と地域活性化による雇用の場の確保、町民の安全・安心な暮らしの実現などの取り組みを進めるものです。

なお、持続的発展に向けた「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の推進については、総合計画と合わせて総合的な進行管理を行い、点検・評価を通じて計画内容の精査と適切な見直しを図り、町民などからの意見も踏まえながら、町民目線に立ち、効果的な事業展開に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

具体的な持続的発展に向けた「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」については次のとおり推進します。

① 安全・安心な暮らし・地域づくりプロジェクト

少子高齢化が進行する本町において、町民が日常やいざというときも安全・安心に暮らすことのできる利便性や快適さを備えた生活環境の形成は重要であり、また、「ひと」や「しごと」を地域に根付かせていくためにも、本町の魅力を住民と共有し、「まち」への愛着を育み、十和田湖や近代化産業遺産群と共生する魅力ある暮らしの基礎となる身近な地域づくりを進めていくことが不可欠です。そのためには、小坂町に住んでみたい、住んで良かったと思えるような魅力を創りだし、その情報発信を行うとともに、住み慣れた地域でいざというときも必要な支援が受けられる自立した生活が可能な地域づくりが求められています。そこで、安全で快適に

暮らすことのできる生活基盤の整備に努めるとともに、小さな拠点を形成し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる切れ目のない支援体制を構築します。

また、多発する自然災害や冬期の積雪による不安から町民を守り、安全・安心な暮らしを維持することができる地域づくりを推進します。

② 次世代の人づくり・移住定住促進プロジェクト

多くの自治体で人口の減少が進む中、定住人口が減少傾向にある本町の現在の状況に歯止めをかけていくためにも、町外から「ひと」を呼び込むための取り組みが求められます。そこで、現在小坂町に暮らす、あるいは新たに流入してくる若い世代を中心に、これからも住み続けてもらうことを目的とした移住・定住へのアプローチや総合的な支援を推進します。

また、町内で安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに係る様々な不安を取り除くための切れ目のない支援環境を整え、子育て世代や子どもたちをやさしく支える次世代の人づくりを推進します。

③ 地元産業間の連携・地域活性化プロジェクト

将来においても暮らしやすく、まちの活力を維持していくためには、「人材」、「産業」、「経済」等、様々な分野で地域活性化を図っていく必要があります。そのためには、町内外の様々な人材との連携・交流を通じて、新たな知識の習得や環境の創出を図る将来に向けた取り組みが重要となります。

また、十和田湖を代表とする豊かな自然環境や多様な農林水産物、近代化産業遺産群等の様々な観光資源を活用し、異業種産業間の連携による地域活性化を図ることも、町の活力を維持、発展させ、暮らしの安定や移住者に対する多様な雇用機会を創出していくために重要となります。そこで、第一次産業をはじめとする地元産業の振興を図ることで、地域の活力となる産業を維持するほか、観光やイベント、ふるさと納税等を通じて、本町とのつながりや関わりを増やすことで、町外からの新たな「ひと」の流れや消費を呼び込み、地元産業の活性化、観光・体験による誘客・関係人口の拡大を図ります。さらに、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方の定着、地方への人の流れを「人材誘致」という新たな視点として取り入れ、雇用・起業の創出とともに、地域の活性化につなげます。

④ 人口に関する目標

日本では、平成 20 年（2008）をピークに人口が減少局面に入り、平成 30 年（2018）には高齢化率が 28.1%と過去最高を記録し、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しており、年間出生者数についても減少が続いています。平成 28 年（2016）に策定した小坂町人口ビジョンでは、令和 22 年（2040）に 3,586 人を「めざすべき将来人口」としており、第 5 次小坂町総合計画後期基本計画及び第 1 期の地方版総合戦略である小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略により様々な人口減少対策に取り組んできました。現在、依然として東京一極集中が継続しており、地方からは将来を担う若年層の転出者が増加し、生産年齢人口の減少とともに出生者数も減少しています。また、75 歳以上の高齢者が人口の 4 分の 1 を占める 2025 年問題など、様々な社会問題も深刻化しています。

第6次小坂町総合計画では、長期推計である人口ビジョンの目標人口を変更せずに、引き続き人口減少に歯止めをかけ、目標人口を維持するため、今後10年間更なる地方創生の取り組みを推進して、次のステップに向けた歩みを確かなものとし、町民全てが幸福で暮らしやすいまちを実現することを目標としていることから、当計画の目標人口は、令和7年(2025年)に4,606人とします。

表1-3(1) 国立社会保障人口問題研究所準拠・人口ビジョンの推計値

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
社人研準拠	5,339	4,672	4,030	3,455	2,929	2,458	2,048
人口ビジョン	5,499	5,034	4,606	4,220	3,879	3,586	3,330

自然増減に関しては、出生については、国の長期ビジョンを参考に令和17年(2035)に国民の希望出生率1.83を達成、その後、人口置換水準2.07を達成するまで推移した後は一定と仮定し、死亡については国立社会保障人口問題研究所の仮定値としています。

また、社会増減に関しては、純移動率を平成27年(2015)から令和17年(2035)にかけて概ね2分の1ずつ縮小させ、令和22年(2040)以降は、転入、転出が均衡し人口移動がないものと仮定しています。

表1-3(2) 現在の将来人口を維持する場合の自然減抑制・社会減抑制による人口増(累計)

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
自然減抑制	0	46	78	101	111	116	117
社会減抑制	160	316	498	664	839	1,012	1,165
計(人)	160	362	576	765	950	1,128	1,282

⑤ 財政力に関する目標、その他地域の実情の応じた目標

収入面では、行政経常収入に占める地方交付税の割合が類似団体平均と比較すると高く、支出面でも公共施設が多いことや除雪費の影響から維持補修費が類似団体平均より高くなっています。また、公共施設等の維持更新等に多額の費用を要すると見込まれることから、財源不足が危ぶまれています。このような状況の中、国立公園十和田湖、近代化産業遺産群のほか、小坂七滝ワイナリーを活用したグリーン・ツーリズムなどによる観光振興を中心に、地域連携DMO「秋田犬ツーリズム」、上十三・十和田湖広域定住自立圏や大館圏域定住自立圏への参画など、近隣自治体との広域連携を通じた交流人口及び関係人口の拡大などに取り組んでいます。

今後は、見込まれている公共施設等の維持更新経費の増加などに留意したうえで、各種施策の取り組みを通じて収入を確保し、将来にわたって財政の健全性を維持していくことを目標に、令和7年度までの実質公債費比率を17%以下とします。

他方、まちづくりアンケートによる町民ニーズの把握も重要な取り組みとして継続していきます。まちづくりを進めるための指針となる総合計画の策定に合わせて、まちづくり委員会の開催や無作為抽出によるアンケートを実施し、その回答結果を分析してまちづくりに生かします。町民が求めていることや不安に感じていることを把握し、町民の満足度・幸福度を向上させ、町民

が暮らしやすいまちづくりを目指します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

当計画で定めた主要施策を実現するため、各施策の実行状況について定期的な分析・評価を行い、PDCAサイクルによる評価結果を踏まえて見直しを行います。

- ① 評価時期：毎年度
- ② 評価手法：第6次小坂町総合計画前期基本計画及び第2期総合戦略で記した事業の目標値及び指標の達成状況と合わせて実施し、議会への報告並びに町ホームページで公表

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

① 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の整備については、以下の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき計画的に実施していきます。

ア 公共施設の管理

これまでは予防保全・長寿命化を中心とする取り組みであり、費用平準化で一定の効果は期待できるものの、更新問題（財源不足）を解決するまでの効果は期待できないため、マネジメント（管理）の基本方針を、町の「公共施設再編成の基本方針」を継承する「総量の削減」「既存施設の有効活用」「効果的・効率的な管理運営」とし、総量削減を最優先に考え、そのうえで予防保全・長寿命化などの様々な取り組みを計画的に推進します。

【基本方針 1】 総量の削減

推計結果によると、今後40年間で要する更新費用は638.2億円、1年あたりでは16.0億円となっています。さらに、今後の生産年齢人口の減少による税収減等により、これまでと同水準の投資的経費を維持することさえ難しいことが予想されます。

このため、効果的・効率的な管理運営や長寿命化の取り組みを推進することで所要財源を圧縮しつつ、公共施設の削減幅を抑制し、令和27(2045)年度までに公共施設の延床面積20%程度削減を目指します。

【基本方針 2】 既存施設の有効活用

公共施設の設置場所や利用時間及び物理的・構造的な面から、稼働率が低いまたは維持管

理コストが高い公共施設に対しては、これまでの利用形態及び運営形態の改善、新たな行政需要への対応などを踏まえた他用途への転用など、既存施設の柔軟な有効活用を推進します。

【基本方針 3】 効果的・効率的な管理運営

ファシリティマネジメント（モノの最適化を図る管理手法）の取り組みを強化するとともに、町民ニーズの動向把握に努め、公共施設の運営を効率的な管理運営に改善し、町民ニーズの充足度を高めます。

また、必要性の高い公共サービスを提供する公共施設は、災害発生時にも重要な役割を担うことが考えられるため、防災機能の強化を図ります。

イ インフラ（社会基盤）施設の管理

インフラ施設は、町民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要なインフラ施設としての機能を維持していくため、厳しい財政状況の中であっても、施設の縮減や廃止は現実的でないため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化」、「安全・安心の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。

社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、ライフサイクルコスト（生涯総費用）の縮減を図るために、安全性を確保したうえで、業務の見直しによる管理費の縮減や、所定の機能を維持しながら施設の長寿命化を実現します。

【基本方針1】 社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少による利用需要の変化や、社会経済情勢の変化により、インフラ施設に求められる役割や機能、規模も変化していくものと考えられます。

そのため、老朽化対策の検討に際しては、防災機能の強化やユニバーサルデザイン（全ての人にやさしい機能）の導入など、社会の要請に応じた機能への対応のほか、町民ニーズや利用需要に基づき、インフラ施設の適正な規模と配置を図ります。

【基本方針2】 安全・安心の確保

インフラ施設は、町民生活や経済活動を支える基盤であり、施設の安全性や信頼性の確保は非常に重要となっています。

そのため、予防保全型の維持管理を導入し、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を行い、事故や突発的な不具合を未然に防止することで、施設の安全性を確保し、機能を長く良好な状態を保持させます。

【基本方針3】 中長期的なコスト管理

厳しい財政状況下で必要なインフラ施設の機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減や、予算計画を立てやすくするための費用負担の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的な予防保全を行い施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

② 当該計画における考え方との整合性

当計画に登載される公共施設等の整備事業は、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理方針に基づき、整合性を図りながら計画的に実施することから、公共施設等総合管理計画に適合しています。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

多くの自治体で人口の減少が進む中、定住人口が減少傾向にある本町の現状に歯止めをかけていくためにも、町外から「ひと」を呼び込むための取り組みが求められています。そこで現在本町に暮らす、あるいは新たに流入してくる若い世代を中心に、これからも住み続けてもらうことを目的とした移住・定住へのアプローチや総合的な支援を推進します。

また、地域や関係機関等と連携を図りながら、移住希望者が希望を持って移り住めるよう、きめ細かな支援体制を構築することで人口減少に歯止めをかけ、本町への新しい人の流れを創り出します。

② 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進

地域おこし協力隊による移住・定住相談窓口を設置し、移住・定住に関するあらゆる情報を総合的に管理・提供し、町外へのPR活動を積極的に行います。また、移住体験住宅を活用し、本町の生活や雰囲気を実際に体感することにより、移住前の不安軽減を図ります。

その他、民間活力を活用して建築された賃貸住宅に入居を促し、就労者の町内定着を図るほか、空き家の取得や住宅を新規に取得する場合及びリフォームする場合には各種補助金や減免制度を活用し、移住・定住者の不安や負担を少なくする支援の充実を図ります。

③ 地域間交流の促進

移住・定住施策に関しては、圏域での取り組みが重要であり、町単独での取り組みだけでは得られない効果が多分にあることから、上十三・十和田湖広域定住自立圏及び大館圏域定住自立圏等圏域内外でのネットワークを強化し、結婚活動支援事業や移住・定住の各種事業を展開し、交流人口の拡大及び人口減少の抑制を図ります。

④ 地域社会の担い手となる人材の育成

町内で安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに係る様々な不安を取り除くための切れ目のない支援環境を整え、子育て世代や子どもたちをやさしく支える次世代の人づくりを進めます。

町への愛着を向上させる取り組みとして、小中学校の授業の中や生涯学習において、郷土学習のカリキュラムを設け、郷土の歴史や自然、文化や郷土芸能などを学習し、故郷を理解し誇

りを持てる人を増やすとともに、故郷が一生を通じて心の支えとなるよう支援の充実を図るとともに、小中一貫教育の充実を図り、国際理解教育を推進し、グローバルな人材育成及び将来にわたり地域の担い手となる人材育成を推進します。

⑤ 過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保

近隣市や県を超えた連携により、行政課題の把握及び解決に努め、効率的、機能的な行政運営を推進し、定住自立圏の圏域市町村とともに未来へ向けたビジョンを共有し人口減少の抑制を目指します。本町では、青森県上十三地域と本町の10市町村で上十三・十和田湖広域定住自立圏を形成し、また秋田県内の隣接する大館市を中心市とした大館圏域定住自立圏が形成され、それぞれが定住自立圏共生ビジョンにより「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「マネジメント能力の強化」を行い、圏域内での移住・定住人口の増加及び交流人口の増加、人口減少の抑制を目指します。

地域間交流については、地域活性化と持続的発展のため町の魅力を発信するとともに、国立公園の十和田湖や明治からの鉱山関連施設が建ち並ぶ近代化産業遺産群の地域資源と特徴ある農業が連携し、グリーン・ツーリズム等を通じた交流の推進を図ります。

また、ごみ・し尿の処理、消防業務等の行政サービスを一部事務組合である鹿角広域行政組合において共同処理を行っています。その他、県内の12町村が加入する秋田県町村電算システム共同事業組合のシステム共同化により、システム導入や改修による財政負担の軽減を図ります。

(1) 現況と問題点

① 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進

町内の空き家や空き地の情報を登録し、定住希望者等へ紹介しています。空き家バンクへの問い合わせ件数は年々増加傾向にあり、また、新築住宅及び空き家を対象とした移住・定住促進関係の助成についても認知度が高まり利用が進んでいますが、一方で人口減少とともに町内全域で空き家が増加傾向であり、空き家の有効活用施策と併せて放置され老朽化による倒壊の危険性がある空き家への適正な管理指導が必要となっています。

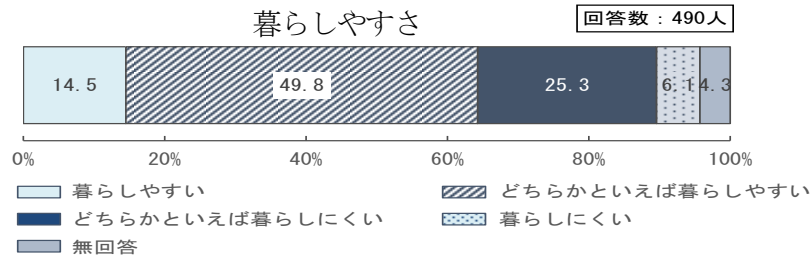
町では、平成26年度、平成29年度に定住促進住宅の整備を行うなど、移住・定住の住環境づくりを推進していますが、町分譲地の残り区画は特別価格を提示しても購入希望者がいない状況です。より移住・定住者のニーズにマッチした住環境整備が求められていることから、平成30年度に移住・定住総合支援窓口を設置し、移住・定住相談窓口の一本化を行うなどの対策を行ってきました。令和元年度に地域おこし協力隊が移住コンシェルジュ（世話人）として着任し、首都圏のマッチングイベントやSNS（会員制交流サイト）を活用した移住・定住の相談業務等の対応を専任で行うなど対策の強化を図っています。

こうした中、令和元年度に行われたまちづくりアンケートでは、人口減少社会における重要な取り組みとして、移住・定住の促進に当たり必要な支援である「子育て世代への支援」と「転入者に対する支援」が上位項目となっており、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを実現させるためには、若い世代の移住・定住に対する対策が課題となっています。

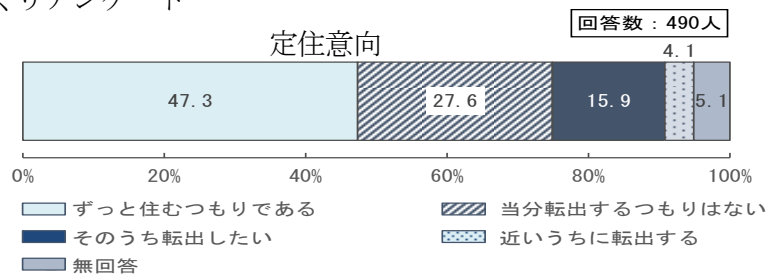
また、同アンケートの「まちの暮らしやすさ、定住意向」では、6割が「暮らしやすい」、7

割が「ずっと住む、転出の意向なし」との結果が出ており、暮らしやすく、住み続けたいという結果になっていて、移住者に対する取り組みだけではなく、現在町に住んでいる町民が安心して住み続けられる定住の取り組みも必要となっています。

図表2 まちづくりアンケート



図表3 まちづくりアンケート

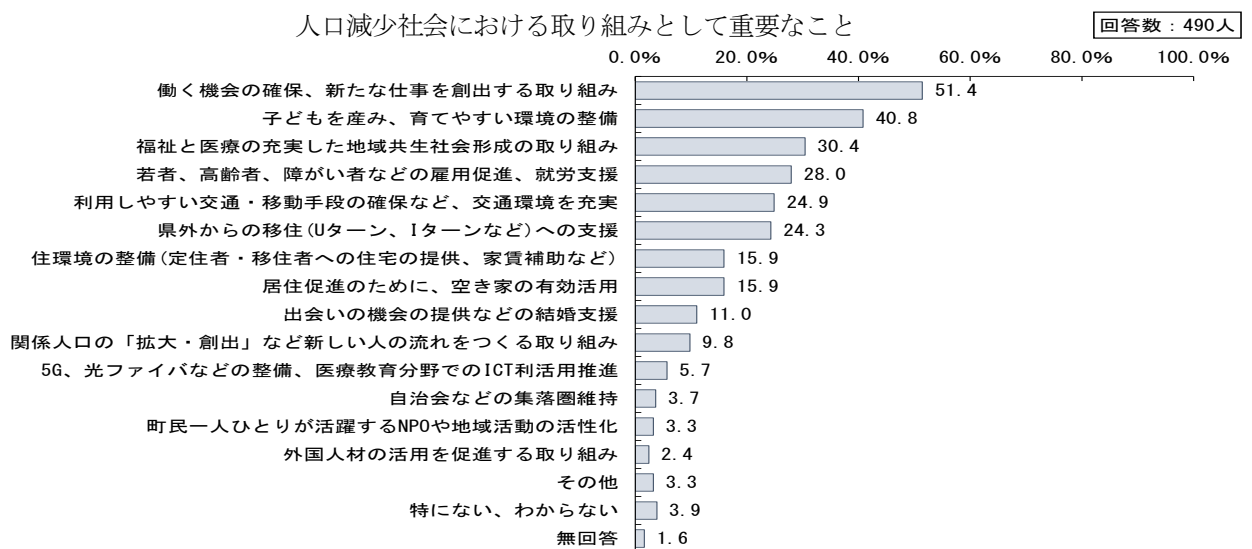


図表4 まちづくりアンケート

住み続けたい・転出したい理由（上位3位）

	第1位	第2位	第3位
住み続けたい理由 (回答数：367人)	自然環境に恵まれている (45.0%)	治安がよい (30.5%)	両親や親戚が町内に住んでいる (25.9%)
転出したい理由 (回答数：98人)	買い物や生活に不便 (66.3%)	交通の便が悪い、通勤・通学に不便 (43.9%)	仕事・学校・家庭の事情 (31.6%)

図表5 まちづくりアンケート



② 地域間交流の促進

移住・定住の対策事業として、上十三・十和田湖広域定住自立圏及び大館圏域定住自立圏との協定により情報の発信・PR事業及び圏域内に存在する観光資源の魅力を生かした広域的な観光ルートを設定しての情報発信、十和田湖観光誘客事業による観光客等の交流人口の拡大等に取り組んでいます。

また、圏域の事業として、保育所に関する連携や教育事務の委託等により子育て体制においても連携を図り、地域間の交流の促進が期待されます。町単独での活動と併せ、圏域での取り組みを進めていくことにより、地域全体の魅力やイベント情報等の発信等の事業効果が期待され、地域間交流の促進につながります。

移住・定住に関するイベント情報の発信等は、感染症の拡大により中止や延期が余儀なくされている現状ですが、アフターコロナを見据え、今後は機を逸せず事業の展開を図る必要があります。結婚活動支援事業や移住・定住の各種イベント開催時は多くの方に参加していただけるような取り組みも必要です。

③ 地域社会の担い手となる人材の育成

出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にあり、子育てに希望を持てる環境づくりが課題となっています。また、核家族化や地域のつながりが希薄になり、子育てに不安を抱く家庭が増加してきていることから、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき各種事業の展開を図っていく必要があります。

本町はこれまで、結婚を希望する独身者の出会いや交流の促進に向けて県が実施しているあきた結婚支援センターへの登録に対し助成を行う「結婚活動支援事業」、新婚世帯の生活にかかる費用（住宅建築、引っ越し費用、住宅賃貸借費用）に対し支援を行う「結婚新生活支援事業」や、「妊産婦への医療費助成」、「出産祝い事業」、在宅で育児を行う世帯への支援を行い、世帯の経済的負担を軽減する「在宅育児支援事業」、「不妊治療費助成」、「保育料無償化事業」、「安心な保育への支援」、「学校給食事業」、「すこやか育児手当事業」、「高校生までの医療費全額助成」、「奨学金返還への助成」などを重層的に実施しており、今後も継続した取り組みが必要となっています。

社会構造や雇用環境が急速に変化する中で、学校等で学習する内容、育まれる資質や能力が社会に出てから生かせるよう、教育活動の一層の充実を図る必要があります。本町では、平成25年度から小中一貫教育を開始し、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、域の特色を生かした教育に取り組んでいます。

また、地域の一員として地域を支え、地域で活躍できる人材の育成に向けて、郷土愛や社会に貢献しようとする意識を高めるとともに、グローバルな人材育成を図るため、外国語指導助手の招致による英語教育の強化や地域と連携した教育活動及び生涯学習等の取り組みの充実を図っていく必要があります。

④ 過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保、広域行政・広域連携

圏域外からの移住者の増加や、圏域内における成婚の促進による定住人口の増加を図るため、各地域の魅力や特色、圏域のつながりによるメリットを広くPRする等、移住や交流に関する

取り組みを圏域全体で進めていくことが求められています。

地域間交流については、高齢化が進む農村集落では、活力の低下や連帯感と互助精神が薄れつつあり、こういった状況を解決するためには、交流機会の創出によって新たな活力を流入させる必要があります。

資源循環型農業及び観光施設との連携によるグリーン・ツーリズム等による農村交流等の実施についても検討が必要です。

また、既に一部事務組合として鹿角広域行政組合を組織し、ごみ・し尿処理や斎場、消防救急業務等を広域的に処理していますが、今後も新たな行政需要に対応できる体制及び施設整備について検討する必要があります。

(2) その対策

① 多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進

出合いの機会づくりをはじめ、雇用・子育て等の施策を連携させ、若い世代のAターン促進のため、子育てに関する情報提供や企業とのマッチングによる就労支援を行い、また、起業や地域おこし協力隊等の多彩な働き方の実現のための支援を行います。特に地域おこし協力隊については、引き続き移住コンシェルジュとしての活躍を期待し、幅広い世代のニーズに対応する相談体制を充実させ、移住定住に関する情報を総合的に管理・提供してPR活動を推進し、令和7年度までの毎年度、目標値である10人の移住者増加を目指します。

また、本町の豊かな自然環境や充実した子育て環境、鉱山とともに発展してきた独自の文化等、町の暮らしの魅力を広く発信し、移住・定住を促進するとともに、移住・定住者の住環境の整備として、また、遊休町有地の有効利用のため、民間の活力による賃貸住宅の整備を促進し、整備に関しての建設費一部助成及び賃貸住宅の借り上げを行うほか、移住定住奨励事業として新築住宅取得や空き家の取得及び改修に関する費用の一部助成、空き家利活用推進として、空き家バンクへの登録の推進と登録物件の片付け費用及び除却費用の一部助成など、安全・安心な住環境づくりを支援します。

② 地域間交流の促進

地域間交流に関しては、活力ある地域づくりを目指すうえで、大きな役割を果たすと考えられることから、本町の特性を生かした交流の推進として、上十三・十和田湖広域定住自立圏及び大館圏域定住自立圏の事業である情報の発信・PR事業、結婚活動支援事業、広域観光振興推進事業及び十和田湖観光誘客事業等に取り組み、地域間交流の促進を図ります。

また、産業分野での雇用の拡大と観光やイベント、ふるさと納税等を通じて本町とのつながりや関わりを増やすことで、町外からの新たな「ひと」の流れや消費を呼び込み、誘客、関係人口の拡大を図ります。

③ 地域社会の担い手となる人材の育成

本町においてこれまで取り組んできた、子育ての希望をかなえるための経済的支援対策を中心とした事業を継続し、より充実した支援体制を構築します。

また、小中一貫教育の充実を図り、外国語指導助手を配置することにより英語教育の強化と国際理解教育を推進し、グローバルな人材育成を図ります。さらに、ICTの活用を積極的に進め、デジタル社会に対応できる人材育成を図ります。

このほか、学校授業以外での児童生徒の学習を支援するため、民間学習塾が指導に当たる学習教室を実施し、学習習慣の定着と学力向上を図ります。

高等教育への支援にあつては、経済的理由で修学が困難な人に対する奨学資金の貸与を行うほか、第7次秋田県高等学校総合整備計画による学校統廃合等の動向を見定めながら、町外への高校へ通学する生徒に対する支援のあり方について検討を進めます。

④ 過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保

今後の人口減少・少子化・高齢化の進行に対応し、持続可能な圏域づくりを進めるため、近隣自治体や、本町と関わりのある自治体との連携による共通課題の解決に向けた効果的な地域間連携を推進します。また、災害時の協力や観光振興等、様々な分野について民間事業者との協定を締結し、協働で地域活性化に取り組みます。

農山村の地域特性を生かしたグリーン・ツーリズムや、新教育指導要領による宿泊体験としての農作業など、集落の機能を生かした交流の推進を図るほか、地域おこし協力隊制度等を活用し、滞在・体験型の交流体験メニュー等の開発を行います。

特に、小坂町の特徴である環境保全型農業、資源循環型農業の推進のため実施している菜種油の搾油や廃食用油の再資源化、グリーン・ツーリズム推進のため実施しているワイナリー事業を活用し、地域間交流を推進します。

定住自立圏についてもビジョンに基づく連携により、暮らしに欠かすことのできない生活機能を確保するとともに、町民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、圏域における魅力の向上、産業の活性化を図りながら圏域内外を結ぶネットワークを強化し、圏域内への人の流れの創出に努め、移住・定住、交流人口及び関係人口の拡大に結びつけ、人口減少の抑制を目指します。

⑤ 対策の目標

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
移住者数（小坂町相談窓口の取扱い）	18人	※ 10人
空き家バンク登録件数（累計）	25件	40件
新築・中古住宅補助利用件数（累計）	43件	43件

※第6次小坂町総合計画前期基本計画の目標値から転記

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住			
		空き家利活用推進事業（ソフト） 5戸	町	

		地域おこし協力隊事業（ソフト）	町	
(3)人材育成		外国語指導助手招致事業（ソフト）	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業				
移住・定住		定住促進賃貸住宅建設助成事業 ①事業の必要性 人口減少が進む中、定住人口を増加させるための取組として町有地を有効活用し、民間活力による住宅の建設を促進するため。 ②具体の事業内容 個人または法人が建設する賃貸住宅に対し、建設費用の助成を行う。 ③事業効果 町民の定住と町外からの移住促進及び遊休町有地の有効活用が図られ、将来にわたり持続可能な地域社会の形成に資する。	町	

3 産業の振興

① 産業振興の方針

本町の産業は、環境リサイクル産業、情報通信機器・金属部品・電子部品といった製造業、十和田八幡平国立公園の十和田湖や近代化産業遺産群である国重要文化財の康楽館や小坂鉦山事務所などの観光産業、そして環境保全型農業やバイオマスタウン構想による資源循環型農業など、地域資源や地域の特性を生かしながら、異業種産業間の連携による地域活性化を図ることが町の活力を維持、発展させ、暮らしの安定や移住者に対する多様な雇用機会を創出していくために重要です。

これらの産業は、今後も発展が望まれる産業であり、さらに成長を促すことによって雇用の拡大や地域の活力となり、観光やイベント、ふるさと納税等を通じて、本町とのつながりや関わりを増やすことで、町外からの新たな「ひと」の流れや消費を呼び込み、地元産業の活性化、観光・体験による誘客・関係人口の拡大を図ります。地元産業の連携や融合を図り、新たな産業構造を構築することで、魅力ある地域産業の振興、安定的な雇用の増大及び所得の向上に努めます。また、町の活力を維持していくためにも、「人材」、「産業」、「経済」等、様々な分野で地域活性化を図っていく必要があります。そのためには、周辺市町村との連携を深め、町内外の様々な人材と連携・交流を通じて、新たな知識の習得や環境の創出を図る将来に向けた取り組みを推進します。

さらに、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方の定着、地方への人の流れを

「人材誘致」という新たな視点として取り入れ、雇用・起業の創出とともに、地域の活性化につなげます。

② 農林水産業の振興

農業では、地域の状況に応じた担い手の法人化を支援するとともに、担い手に農地中間管理事業を活用した地域の農地集積を推進します。また、農産物の加工・流通・販売までを意識し、地域の特産品として農業の6次化に向けた取り組みを支援するほか、産業間の連携を強化し、農業の振興を通じて地域資源に付加価値を生み出す取り組みを促進します。

林業では、森林の持つ公益的機能を高めるため、また、有害鳥獣による被害の対策としても森林整備計画に基づき間伐や保育などにより、森林の保全・整備に努め、森林が有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、町内の森林資源の有効活用方法及び森林整備について検討を進めます。

水産業では、十和田湖での漁業環境整備に努め、資源管理型漁業を推進します。併せて特産であり地域団体商標である「十和田湖ひめます」の安定供給を図り、十和田湖地域の産業育成、観光振興を支援し内水面漁業関係者の生活の安定と所得の向上を目指します。

③ 商工業の振興

環境リサイクル産業、“リサイクル”や“エコ”への取り組みを産業振興に向けた一つの地域資源として捉え、環境ビジネスの振興・創出に取り組み、持続可能な資源循環型社会の形成と経済活動を推進し、環境リサイクル産業を含めた町内企業の振興を図り、経営体質の強化、新規分野への進出等を促進するため、各種融資制度による効果的な支援を行います。

また、地域の活性化とにぎわいづくりを推進するため、観光や農業など他の産業との連携を推進するほか、経営体質の強化や経営支援として各種制度による効果的な支援を行うとともに、商業団体等が実施する購買拡大事業などについて、商業活性化のための支援や連携を進めます。

④ 情報通信産業の振興、観光の開発

企業誘致や既存産業の振興のほか、新たな事業を展開しようとする起業、創業も雇用創出につながります。町では起業チャレンジ支援事業により起業しやすい環境づくりに取り組み、町の地域特性を生かした内発型産業の振興により、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ります。また、首都圏一極集中から脱却し、人材の地方への流れを加速させるため、町内ほぼ全域に敷設されている高速インターネット回線を活用した企業誘致を促進するとともに、コロナ禍における新しい生活様式に対応したワーケーションなどの取り組みを推進します。

また、自然・鉱山文化といった“個性”を観光資源として磨き上げ、観光拠点間のつながりを創り出し、宿泊施設と連携を図りながら、通過型観光から滞留型観光への転換を目指します。さらに、多言語表記や通信環境の整備を行い、外国人観光客や県内外からの誘客の促進を図ることで、新たなにぎわいの創出を目指します。

十和田湖や明治百年通りに点在する康楽館、小坂鉱山事務所といった国指定重要文化財及び小坂鉄道レールパークなどの観光資源を活用した産業観光や特産品などを適宜観光情報発信するほか、町全体で観光客をおもてなしする機運を醸成し、訪れた観光客と町民が魅力を共感し

ながら交流し、また訪れたい地域としての新たな価値を“ともに創り上げる”観光づくりを進めます。

(1) 現況と問題点

① 農林水産業

本町の農業は、稲作を中心に、大豆、菜種、ソバ、枝豆などの栽培が特徴となっています。

また、地域ブランドとして定着しているSPF豚は、県内トップクラスの畜産産出額となっています。

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷による農業所得の伸び悩み、農業者の高齢化、担い手不足による農家戸数の減少が続くなど厳しい状況が続いています。農家戸数は平成27年で165戸となっていて、昭和60年からの30年間で495戸減少しています。特に平成7年からの20年間では391戸と大幅に減少しており、経営耕地面積も比例して減少してきています。その中では、稲作を主とする個人小規模農家が大多数で、稲作中心の農業法人が3法人、畑作中心が2法人となっており、農地集積を目指す担い手が不足しています。農地を守ることは、多面的機能の維持にもつながり、近年頻発している豪雨災害や各種自然災害から国土を守ることもつながりますが、後継者不足や高齢化の加速によって農地の保全や集約化が課題となっています。

今後は、稲作中心の農業から多様な農産物の生産に取り組み、自給力を高めるとともに、畑作振興センターや平成29年度に整備した小坂七滝ワイナリーを活用し、新たな作目の産地化やグリーン・ツーリズムを進め、特徴ある農産物や高付加価値の見込める農産物の生産振興を図るなど、農業の持続的発展につながるよう総合的な取り組みが求められています。

畜産は県内トップクラスの畜産産出額を誇る養豚団地が堅調な生産活動を進めている一方で、零細農家が中心の肉用牛生産（日本短角種・褐毛和種・黒毛和種）は担い手不足による飼育頭数の減少が進んでおり、早急に対策を講じる必要があります。

表 2-1(1) 農家人口及び耕地面積の推移

年次	農業 就業者	農家 戸数	専業 農家	兼業 農家	耕地面積					水田率
					計	田	畑	普通畑	樹園地	
	人	戸	戸	戸	ha	ha	ha	ha	ha	%
昭和60年	2,825	660	50	610	695	489	206	205	1	70.4
平成2年	2,519	610	70	540	631	490	142	140	2	77.7
平成7年	2,238	556	80	476	547	451	96	89	7	82.4
平成12年	1,103	402	58	344	510	401	109	104	5	78.6
平成17年	955	335	68	267	531	416	115	109	6	78.3
平成22年	748	247	56	191	524	388	136	130	6	74.0
平成27年	246	165	41	124	410	306	104	98	6	74.6

資料：農林業センサス

※平成12年以降の数値は販売農家のみの数値。

販売農家：経営耕地面積が30ha以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

表 2-1(2) 経営規模別農家数

(単位：戸)

年次	農家数	0.5ha 未満	0.5～ 1.0ha	1.0～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0ha 以上
昭和60年	660	209	172	215	47	17
平成2年	610	190	184	189	35	12
平成7年	479	92	162	182	26	17
平成12年	402	78	138	141	26	19
平成17年	335	55	118	111	27	24
平成22年	247	35	84	68	33	27
平成27年	165	23	39	58	21	24

資料：農林業センサス

本町の森林面積は、令和元年度で14,633 haであり、その約70%の10,477 haが国有林となっています。林家数は平成27年で204戸となり、平成2年からの25年間で半減しています。林業従事者の減少や高齢化、森林所有者の町内への不在、木材価格の低迷など、生産意欲の減退により森林が持つ公益的機能の低下が懸念されています。また、近年野生鳥獣出没が町中心地で頻発するようになり、森林の適切な管理、整備が必要とされています。

表 2-1(3) 森林面積の推移

(単位：ha)

年度	森林面積	国有林	民有林	
				人工林
昭和60年度	14,408	10,215	4,193	2,541
平成5年度	14,284	10,104	4,180	2,653
平成10年度	14,235	10,100	4,135	2,718
平成15年度	14,224	10,063	4,161	2,743
平成19年度	14,211	10,047	4,164	2,460
平成26年度	14,199	10,034	4,165	2,759
令和元年度	14,633	10,477	4,156	2,758

資料：秋田県林業統計

表 2-1(4) 保有山林規模別林家数

(単位：戸)

年次	総数	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上
平成2年	413	384		20	8			1
平成12年	249	171	43	27	7	1		
平成17年	241	163	43	26	5	3	1	
平成22年	231	157	38	24	8	3	1	
平成27年	204	—	—	—	—	—	—	—

資料：農林業センサス

町内における水産業は、十和田湖において和井内貞行がヒメマスの増殖に成功したことで、その後一気に振興しました。今では「十和田湖ひめます」として知られるようになり、平成27年に地域団体商標登録をしています。漁獲量は、昭和58年の60tをピークに急激に減少し、

平成7年には2.5tまで落ち込みましたが、平成15年には15tまで回復しました。その後は、年度によって若干の漁獲量の変動はありますが、概ね10tから15tで推移しています。今後は湖の水質改善による漁獲量の回復や若手漁業者の育成、通年での販売方法確立、付加価値のある新たな商品開発などが求められています。

表 2-1(5) 内水面漁獲量

(単位：t)

年次	十和田湖（全域）			荒川水系	合 計
	ヒメマス	ワカサギ	サクラマス	ヤマメ等	
平成7年	2.5	8.5	-	0.3	11.3
平成10年	14.1	8.3	0.7	0.4	23.5
平成15年	15.8	11.7	-	0.2	27.7
平成20年	5.4	21.1	0.5	0.2	27.2
平成26年	15.0	7.3	0.4	0.02	22.7
令和元年	10.5	9.6	0.3	-	20.4

資料：十和田湖増殖漁業協同組合

② 商工業

本町の商業については、ポイントカード事業の普及、産直施設の開設などによる観光客等への販路拡大等を通じて商業活性化に取り組んでいますが、人口減少による消費者の減少などで経営は厳しい状況にあります。他の産業と同様に、就業者の高齢化が進み、後継者が不足していて、町内の商業の縮小が懸念されています。また、スマートフォンの普及により現金主義から電子決済の取扱いが拡大している中で、その流れに対応できていない状況もあることから、観光関連の外貨を稼ぐためにも新しい時代の流れに沿った臨機応変な対応が求められています。

表 2-2 (1) 商業の推移

年次	事業所数（店）		従業者数（人）		年間商品販売額 （百万円）
	卸売業	小売業	卸売業	小売業	
昭和63年	3	126	5	460	4,881
平成6年	1	110	x	x	5,453
平成9年	2	100	x	x	5,507
平成14年	6	85	8	314	3,224
平成19年	1	79	1	279	4,054
平成26年	2	57	5	207	3,585

※「x」は事業所が特定されるため秘匿された数値

資料：商業統計

本町の工業は、非鉄金属製造業を主として、関連する環境リサイクル産業、建設業のほか、工業団地等に誘致した製造業などがあり、本町の雇用や経済の発展をけん引してきました。平成11年には「秋田県北部エコタウン計画」が策定され、本町はリサイクル製錬拠点形成地域として、廃電子基盤類といった都市型鉱石からの金属リサイクル事業へと転換し、国内における環境リサイクル産業の拠点として産業の振興が図られています。

多くのリサイクル関連企業が本町に集約され、環境リサイクル産業のまちとして、さらには

環境リサイクルをテーマとした産業観光を確立し、近隣の観光地との広域連携を図りながら、今後も展開していくことが期待されています。また、情報通信機器、自動車部品、金属製品や電子部品といった製造業は、本町では多くの雇用を支えていることから、今後も経営基盤の強化や、設備投資などへの支援が必要です。

国内の企業は、安価な雇用を求め海外への生産基盤のシフトが見受けられ、地方の過疎地域への企業の誘致は難しい状況が続いています。地域の経済や雇用の拡大を図るためには、既存企業の発展はもちろんですが、特に町内の環境リサイクル関連企業と連携して、新産業の創出を図るためにも新たな企業誘致が必要となります。

そのほか、夫婦共稼ぎの傾向や女性の社会参画を促進するうえでも、企業誘致や起業家の創出を図るために、創業支援についても検討していく必要があります。

表 2-2 (2) 製造業の推移

年次	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	製造品出荷額等 (万円)
昭和60年	11	1,014	303,129	5,269,213
平成2年	18	1,237	394,270	2,856,018
平成7年	19	1,220	433,598	2,623,495
平成12年	14	1,342	534,844	2,791,469
平成17年	13	948	396,174	3,323,075
平成22年	17	1,045	391,631	2,770,314
平成25年	13	822	347,889	2,652,376
令和元年	11	798	341,153	2,513,404

資料：工業統計

③ 情報通信産業、観光の開発

地域経済の低迷が続く中で、情報通信技術の発達によるビジネスチャンスの拡大を狙って、独創的な発想のもとに、あらゆる分野での高付加価値化に取り組む起業家など、新たな事業の展開を図る意欲ある人を支援する体制が必要です。とりわけ、地方での暮らしが見直される中、移住促進やワーケーション、サテライトオフィスなどと連動させて女性や若者の起業に対し支援していく必要があります。

また、本町では鉱山文化の象徴である康楽館や小坂鉱山事務所が、国の重要文化財に指定されるとともに、新たな日本の文化を支えた近代化産業遺産群として認定を受け、地域の歴史・文化を観光資源として活用しています。また、平成26年6月には旧小坂鉄道関連施設を活用した小坂鉄道レールパークがオープンし、明治百年通りと一体となったにぎわいの創出に努めています。十和田湖観光については、団体観光客から個人観光客への移行や東日本大震災等の影響から年々観光客が減少傾向にあります。現在は、官民連携による十和田湖西湖畔整備・誘客促進協議会の活動や、青森県十和田市との連携による十和田湖畔温泉利活用、十和田湖活性化会議などに取り組んでいます。東日本大震災後低迷が続いている十和田湖の宿泊客者数の回復や観光資源の磨き上げを、秋田県、青森県、十和田市と協力して進めるとともに、十和田湖西湖畔整備・誘客促進協議会と連携しながら、明治百年通りと十和田湖をつなぐ一体的な観光振興を図っていく必要があります。

また、低迷する十和田湖観光客を増加するための取り組みとして、十和田湖和井内エリア整

備事業を平成 30 年度から進めており、令和 5 年度の完成を目標に新たな魅力ある観光施設として整備しています。

町のリサイクル産業やエコタウンとしての環境への取り組み、資源循環型農業などが観光資源として注目されていて、全国産業観光フォーラムをきっかけとして、自然、鉱山文化、産業や環境といった多様な観光資源と連携した観光産業が求められています。

今後、外国人観光客を含め、国内外からの観光等を通じた交流人口や、宿泊客の更なる拡大を図るためには、W i - F i をはじめとする通信環境の充実や多言語による表示等の整備が求められています。観光による誘致は、本町単独のPRでは限りがあるため、広域的観光拠点の魅力と併せて町内への誘導を図る必要があります、定住自立圏やDMOなどと協力した広域連携による観光の推進が求められています。

表 2-3 観光客の推移

(単位：人)

年次	観光客計					十和田湖
		県内	県外	宿泊	日帰	
昭和60年	1,496,000	357,000	1,139,000	218,000	1,278,000	1,350,000
平成2年	1,569,000	357,000	1,212,000	248,000	1,321,000	1,325,000
平成7年	1,622,489	315,205	1,307,284	213,461	1,409,028	1,225,000
平成12年	1,277,541	351,567	925,974	134,225	1,143,316	862,000
平成17年	1,436,169	391,624	1,044,545	168,448	1,267,721	901,000
平成22年	1,362,081	385,932	976,149	127,502	1,234,579	820,000
平成27年	946,283	185,471	575,210	76,242	870,041	634,033
令和2年	454,913	97,973	352,790	40,964	413,949	330,948

資料：秋田県観光統計

(2) その対策

① 農林水産業

農業の経営・生産体制の支援としては、担い手の法人化により農地集積や生産基盤の整備を推進するほか、多様な農産物の生産への取り組みも進め、自給力を高めるとともに、特徴ある農産物や高付加価値の見込める農産物の生産振興を図ります。また、農林水産業者の高齢化等が進行していることから、新たな担い手を育成し、人材の育成・確保に努めます。

地域の農産物の加工及び販売体制の支援としては、加工用馬鈴薯（ばれいしょ）試験栽培で培った技術を基に、菜種・ソバ・大豆・馬鈴薯の輪作体制の確立を目指し、畑作の大規模化に取り組んでいくために畑作振興センターへ集出荷施設の増築整備や選別機等の機械導入を進め、大規模畑作のコントラクター（担い手）の育成を目指します。さらに、多様な農産物の消費拡大に向けて、地元農産物のPRや加工・販路拡大に取り組む農業者を支援します。

また、農業新技術導入支援事業として、農業者の高齢化や大規模化に備えて新技術を活用したスマート農業への取り組みを支援します。

特徴ある農業と観光地の十和田湖や近代化産業遺産群等の地域資源が連携し、小坂七滝ワイナリーを中心としたグリーン・ツーリズムを推進します。

畜産の振興については、肉用牛農家や養豚農家の生産の安定と拡大を図るため、経営体質の

強化とコスト縮減に向けた支援を行うとともに、地域の畜産物のブランド化を進めます。

6次産業化に向けた生産・加工・販売体制と地域資源ブランド化への支援としては、小坂七滝ワイナリーを活用し、町内産ブドウを使ったワインの販路拡大、付加価値を付けた特産物の開発を支援し、ワイン原料のブドウ増産対策と連動してワイナリーの施設増強を進めます。

本町の特産品であるブドウ、ワイン、十和田湖ひめます、はちみつ、山菜などについて、大館圏域連携事業である3D連携交流拡大事業等近隣自治体と連携を図りながら、全国に通用するブランディング（ブランド化活動）を推進し、ふるさと納税寄附者やふるさと小坂会会員などの小坂町にゆかりがある人たちをターゲットにした関係人口の創出を行います。

町内の森林緑地については、造林や適切な間伐、皆伐等により、森林の保全、整備に取り組み、森林機能の維持確保及び鳥獣被害対策を推進するほか、森林資源をエネルギーとして有効活用を図るため、木質バイオマスを利用したエネルギー自給について普及の検討を進めます。

水産業では、「十和田湖ひめます」の増殖事業を支援し、安定的な漁獲量の確保を目指すとともに、急速冷凍設備を活用した販路の拡大や新商品開発などの水産業の振興を図ります。

② 商工業

商業の振興としては、商店の経営改善や経営指導といった経営基盤強化、商業活性化としてかづの商工会と小坂町商業協同組合を支援します。中小企業振興資金や国・県の融資制度の活用により、商業経営の基盤強化と経営支援を行います。購買拡大イベントなど、町内の消費の喚起を図るための取り組みを実施し、集客や販売促進支援を通じて商業を振興します。

地域に即した商業活動として、地元商店を“モノを売る”場としてだけでなく、地域の交流の場として活用するなど、新たな商業活動について検討します。付加価値の高い農畜水産品の生産や販路拡大に向けて、都市圏へのPR等による特産品の販路拡大に取り組み、また、商工会や福祉関係団体と協議し、町内商店による交通弱者、買い物弱者に配慮した販売方法や、地元商店街が活性化する環境づくりについて検討します。

環境リサイクル産業のまちとしてのさらなる展開と、情報通信機器、自動車部品、金属製品や電子部品などの製造業の振興を目指し、産業の連携・強化として、小坂町産業振興会などにより、企業の情報交換による産業振興や異業種連携を促進するほか、中小企業振興資金や産業振興促進施設整備補助金、固定資産税の課税免除などにより、新規企業や既存企業の経営や設備投資を支援します。

環境リサイクル産業や高度リサイクル技術の集積といった地域特性や優位性を生かし、秋田県企業誘致協議会や町内立地企業と連携し、地域の特性をアピールした企業誘致を推進します。

創業チャレンジ支援事業により、新規創業や新分野への事業展開等を計画する法人、個人等への初期投資経費等を支援し、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ります。

③ 情報通信産業、観光の開発

情報サービス業等の新分野や今後の成長が見込まれる分野への転換・進出、製品開発など、新たな事業に取り組む人への支援を充実させ、企業立地や個人事業主の進出を促進します。

また、地域に内在する資源を有効に活用し、農商工観の連携等により新たにビジネスを開始しようという取り組みを支援するとともに、起業・創業促進機能を持たせた貸事務所として整備した七滝活性化拠点センター等テレワークの環境整備により企業誘致を推進します。

近代化産業遺産の康楽館や小坂鉱山事務所、小坂鉄道レールパーク等の機能の充実を図るとともに、あきたエコタウンセンターと連携しながら、産業観光の推進を図ります。また、町内の観光施設やWi-Fi、多言語による表示板等、設備の充実整備を行うとともに、自然景観や歴史的建造物の保全による長寿命化を行い、特徴的景観の形成により魅力の向上を図ります。康楽館の常打芝居や小坂鉄道レールパーク体験メニュー、魅力あるイベント企画を行い、宿泊施設との連携により、滞留型観光の推進を図ります。

情報発信と受け入れ態勢の整備として、SNSなどのWebサービスによる情報発信を積極的に行うほか、観光宣伝や観光大使、観光案内人などによる情報発信と、宿泊業などの受け入れ態勢の構築により、誘客の増加を図ります。地域の観光資源や町内での体験・交流の魅力を海外に情報発信するとともに、外国人旅行者の受け入れ環境の強化を図ります。

広域観光の推進としては、上十三・十和田湖広域定住自立圏及び大館圏域定住自立圏等の近隣自治体との観光資源による連携を図り、広域観光ルートによる誘客の促進を図り、北海道新幹線を意識した広域観光の構築に向けて、函館市や近隣自治体と連携を図る必要があります。地域が一体となって魅力をPRし、誘客につながるよう取り組みを強化します。

観光と産業の連携では、環境リサイクル産業や環境への取り組み、農業といった他の産業との連携による新たな観光資源を創出するとともに、商業などへの波及を拡大します。また、都市と農山村の交流拡大を図るため、自然を生かした体験型観光メニューの受け入れ態勢を構築し、グリーン・ツーリズムなどの体験型観光を推進します。

十和田湖地域の振興として、和井内エリアの整備を進めており、完成後の施設等を中心とした湖畔でのイベント、温泉利活用、誘客事業や宿泊等の受け入れ施設の整備などにより、大館圏域定住自立圏による圏域内の観光拠点ネットワークを構築し、観光による地域の活性化を振興します。

④ 対策の目標

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
集落営農や農業法人を実現した数	2件	3件
農業算出額	24.4億円(H30)	26億円
地域資源を活用した関係人口創出事業の参加者(利用者)数	0人	100人
町内観光客入込数	454,913人	1,000,000人
主要製造業における製品の出荷額	206億円(R1)	240億円
地元企業への就職者数	45人	80人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(4) 地場産業の振興				
	加工施設	畑作振興センター整備事業	町		
	流通販売施設	畑作振興センター整備事業	町		
	(6) 起業の促進	七滝活性化拠点センター整備事業		町	
		起業創業チャレンジ支援事業(ソフト)	起業を行う個人等		補助金
	(7) 商業				
	その他	かづの商工会支援事業(ソフト)	商工会	補助金	
	(9) 観光又はレクリエーション	康楽館改修事業		町	
		耐震改修、施設内部改修		町	
		康楽館応援事業		町	
		小坂鉱山事務所整備事業		町	
		小坂鉄道レールパーク整備事業		町	
		十和田湖和井内エリア整備事業 (観光拠点施設、駐車場)		町	
		観光イベント支援事業(ソフト)	町、実行委員会	補助金	
		外国人観光客誘客推進事業(ソフト)	町		
		観光宣伝事業(ソフト)	町		
		十和田湖活性化事業(ソフト)	町、団体等	補助金	
	(11) その他	有機農業推進事業(ソフト)	農業者	補助金	
		環境保全型農業直接支払交付金事業(ソフト)	農業団体等	補助金	
		農業夢プラン応援事業(ソフト)	農業者、農業法人	補助金	
		水田利活用向上事業(ソフト)	農業者	補助金	
		戦略的取組推進事業(ソフト)	農業者	補助金	
		新規就農者育成支援事業(ソフト)	新規就農者	補助金	
		機構集積協力金交付事業(ソフト)	農業者等	補助金	
		バイオマスタウン推進事業(ソフト)	町		
		森林整備地域活動支援事業(ソフト)	林業団体等	交付金	
		十和田湖ひめますブランディング事業(ソフト)	町、団体	負担金	
産業振興促進事業(ソフト)		企業等	補助金		
中小企業振興資金融資保証料補給事業(ソフト)		町			

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
小坂町全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

※法第23条の特例及び第24条の措置の適用条件

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

1. 現状と課題

上記(1)①②③のとおり

2. 対策

上記(2)①②③のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針に基づき整合性を図りながら計画的に実施していきます。

レクリエーション系施設

分類	管理基本方針
3-2. レクリエーション施設・ 観光施設 (康楽館、鉦山事務所、他)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・民間活力の導入を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化

産業系施設

分類	管理基本方針
4-4. 産業系施設 (畑作振興センター、小坂七 滝ワイナリー、体験農園、ぶ どう試験場他)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用 ・民間活力の導入を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化

4 地域における情報化

① 地域における情報化の方針

近年の情報通信技術（ICT）の進展は著しいものがあり、情報通信技術とその利用環境は世界中で急速に進歩しています。中でもスマートデバイス等の普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしており、社会生活の隅々に浸透するとともに、人々の生活様式やコミュニケーションに大きな影響を与えています。

こうした中で、情報通信機器の使い方や活用においては、情報セキュリティの確保や若者と高齢者の世代間格差、プライバシー等の新たな課題も発生しており、町民が平等にICTの恩恵を受けられるような基盤整備に努めるとともに、都市との格差が生じないよう行政サービスのデジタル化等を推進していきます。

また、地域経済・社会を持続的に発展させていくため、距離や時間等の地理的格差を是正することができるIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）などの革新的な技術を産業や医療・福祉・教育等の様々な分野での活用を促進します。

② 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正

情報通信技術は、どの地域においても利用できる環境づくりが必要で、町内の全域には光ケーブルが敷設され、ラジオや携帯電話、TV、ICTなど情報格差が生じないよう情報基盤整備を推進します。

③ 住民の生活の利便性の向上を図るための情報流通の円滑化

町民生活の利便性向上と産業をはじめとする地域全体の活性化を図るため、情報通信技術の変化に対応できるよう、最新の情報収集に努めるとともに、通信環境を整備します。

また、行政サービスでも、電子申請などのデジタル化を推進し、地域公共交通では、ICTが活用され、誰もが即座に適切な情報を得ることができるなど、利便性の向上が求められており、地域間での情報格差がなく、町内のどの地域においても等しく必要な情報を得られるような環境整備を図ります。

④ 高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実

わが国の産業構造は、技術革新、高度情報化、市場ニーズの多様化などを背景に、大きく転換しつつあり、IoTやAI、ビッグデータ等の活用により、付加価値の創造や生産性の向上等の経済的発展に加え、地域社会的課題の解決との両立を目指すSociety 5.0に向かっており、新たな事業の拡大、企業の再編・整理、事業活動の再構築が進むなど、大きな転換期にある中でより高い専門性や技術が求められています。本町においても多くの産業分野で就業人口の減少、高齢化による担い手や後継者の育成が急務となっているため、情報通信技術等を活用し、新たな技術・概念を取り入れるなど、事業の効率化を図ります。

また、テレワークの普及、高速インターネット回線を活用した企業誘致やワーケーション等需要の高まりから、高度情報通信の充実を図ります。

教育関連では、国が進めるGIGAスクール構想に基づき整備された1人1台の端末や、高速大容量の通信ネットワーク等を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるなどの教育活動の一層の充実を図ります。

⑤ 住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供施策

情報通信技術の変化に対応できるような通信環境が整備されるとともに、町民生活の利便性の向上のため、情報通信の活用に対するサポート態勢の構築を図ります。

学校教育では、情報モラル教育を組織的・計画的に進めるとともに、各学年段階を通してプログラミング教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を体系的に育成します。

(1) 現況と問題点

① 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正

これまで、公共施設の光ケーブル接続や町内に光回線が整備されたほか、ラジオによる防災情報伝達システムが整備され、高度通信環境が整い、情報格差も解消されてきましたが、ラジオや携帯電話等の不感地域が一部存在し、情報通信技術の利用機会の格差が生じています。今後は、情報通信技術の変化に適切に対応し、高度通信基盤整備を更に進める必要があります。

また、テレビ共聴施設については、老朽化による施設更新など、引き続き助成等の支援が必要です。

情報化社会がもたらす利点を十分に活用できる基盤を整備するとともに、デジタルデバイド（情報格差）を解消し、町民が平等にICTの恩恵を受けられるよう、活用に対するサポート態勢の構築が求められています。

② 住民の生活の利便性の向上を図るための情報流通の円滑化

IoT、AIの活用による社会の変革や5G等、新たな技術の進展に伴い、情報通信基盤の整備とともに、こうした情報通信技術を活用した暮らしや地域公共交通等、生活の利便性向上を図る必要があります。

これまで、十和田湖地区の高度情報通信基盤整備が課題となっていましたが、平成28年度に総務省の補助を活用して光ファイバーの整備を行い、地域間格差は解消されつつあります。

また、防災行政無線のない町であることから、引き続きFMラジオ局の電波を利用し、災害情報、緊急情報を受信し、自動的に起動する機能を持つ緊急告知ラジオを導入し、町民へ無償で貸し出し、災害時の情報の伝達を図る必要があります。

今後はICT等革新的な技術を産業や医療、公共交通体系・福祉・教育等様々な分野での活用が求められており、電子申請などの行政サービスのデジタル化も必要とされ、図書館でも、館外蔵書検索など、図書貸出業務にインターネットの活用が期待されています。

③ 高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実

多くの産業分野で就業人口の減少、高齢化による担い手や後継者の育成が急務となっていま

す。同時に、情報通信技術等、新たな技術、概念を取り入れ、事業の効率化を図ることも、生産性を維持していくために必要です。

また、情報通信技術は、医療・福祉等の分野でもネットワークを通じたコミュニケーションの活性化や新しいサービス、ビジネスの創出が期待されるほか、高速インターネット回線を活用した企業誘致やワーケーション、テレワーク普及等での都市部との交流等ますます期待が高まっています。

④ 住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供施策

情報通信技術の変化に対応できるような通信環境が整備されると、町民生活の利便性の向上のため、子どもから高齢者まであらゆる年代で情報通信の活用に対するサポート態勢の確立が必要とされます。

また、学校教育では、ICTを活用した教育活動の充実を図るため、教員が行う授業や校務におけるICT活用をサポートする支援員等が必要となっています。

個々の習熟度段階に合わせた利用や指導のあり方が必要で、情報モラル教育を組織的・計画的に進めていく必要があります。

(2) その対策

① 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正

町内のほぼ全域に敷設されている高速情報通信網（光ファイバーケーブル）を活用し、様々な社会の変革に対応する未来技術を活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、地域間情報格差の解消に努めます。

また、今後は、ラジオや携帯電話等の不感地域の解消に努めるとともに、テレビ難視聴地域に整備した受信施設等の老朽化による施設更新等に対して支援を行うなど、通信環境の確保に努め、情報通信技術の変化に適切に対応します。

② 住民の生活の利便性の向上を図るための情報流通の円滑化

防災情報伝達手段として導入した緊急告知ラジオを町内全世帯に無償配付するほか、より迅速で正確な情報を発信できる防災情報伝達システムの構築を進めます。

また、町民が平等にICTの恩恵を受けられるよう、活用に対するサポート態勢を構築し、行政サービス等でも図書貸出し業務や電子申請できるような態勢づくりに努めます。

公共交通体系については、現状の公共交通の維持を基本としつつ、MaaS（新たな移動サービスシステム）等、ICTを活用した新たな移動サービスの導入を検討し、NPO法人及び町民主体による自家用有償旅客の仕組みづくりを行うなど、日常生活の移動に不安なく、外出しやすい環境づくりに努めます。

③ 高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実

ICT、AI、全地球測位システム（GPS）などの情報通信技術や新技術を建設業や農業

用機械等に導入するよう支援し、生産力及び所得の向上や省力化を推進していきます。

情報通信技術は、医療・福祉等の分野でもネットワークを通じたコミュニケーションの活性化や新しいサービス等への活用を推進するとともに、企業誘致やワーケーション等の需要の高まりに合わせ、情報通信体系の充実に努めます。

④ 住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供施策

町民が平等にICTの恩恵を受けられるよう、子どもから高齢者まで活用に対するサポート態勢の構築に努めます。

また、学校教育では、ICTを活用した教育活動の充実を図るため、教員が行う授業や校務におけるICT活用をサポートする支援員等を配置し、個々の習熟度段階に合わせた利用や指導を行い、情報モラル教育及びプログラミング教育を推進していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	災害対策事業	町	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	ラジオ不感地域解消事業 屋外アンテナ、電柱式アンテナ	町	
	その他の情報化のための施設	情報通信基盤整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	防災情報伝達事業 ①事業の必要性 多発する台風や集中豪雨、そして甚大な被害を与えた東日本大震災など大規模な自然災害から、暮らしの安全と安心を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 町には防災行政無線などの整備が行われていないため、既存のFMラジオ局の電波を利用し、災害情報、緊急情報を受信し、自動的に起動する機能を持つ緊急告知ラジオを導入して、町民へ無償で貸し出し、民間業者への運営委託を行い、災害時の情報の伝達を図る。	町	

		<p>③事業効果</p> <p>緊急告知ラジオを戸別設置することで、町民が安全に安心して暮らせる生活環境が確保され、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>		
--	--	--	--	--

5 交通施設の整備、交通手段の確保

① 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

交通体系の整備に関しては、地域住民の安全な交通の確保、快適な交通環境を目指し、さらに生活・経済圏としての行政区を越えた広域圏の連携を促進するため、交通ネットワークの形成や安全性の確保に努めます。また、高齢化社会等に対応した利用しやすい公共交通の確保を図り、交通弱者の快適な交通環境を維持します。

② 道路の交通施設の整備

町道に関しては、地域経済の活性化に向けた産業道路や観光路線として、また消防・救急の円滑性を確保するためにも、計画的な整備を図り、道路改良率、舗装率の向上を目指し、特に危険と思われる道路、橋りょう等の修繕が必要な箇所を抽出し、その箇所の修繕率向上に努めます。

また、老朽化や劣化によって修繕費用の負担が増大しないよう、さらに日常的な交通の安全性を確保するため、長寿命化等のための大規模修繕の予防や計画的な修繕を行い、広域圏等の連携を促進するためのネットワーク形成としての道路整備も進めます。

農道・林道に関しては、通行に支障がないよう定期的に点検を行い、必要に応じて整備を行います。

③ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供

幹線交通は、大館市、鹿角市へ通じる路線バスを軸に交通空白輸送を担うため、自家用有償旅客運送、コミュニティバス、乗り合いタクシーにより構成される公共交通網が広がっています。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、スーパーマーケットや銀行、診療所など、町民の日常生活機能が集積する町中心部へ周辺地区から向かう交通手段として生活に必要な不可欠な役割を果たしています。交通弱者への公共交通確保として、これらのバス運行の確保、利便性の向上に対する協議、乗車率の向上などに取り組み、日常的な移動のための地域交通を確保し、バス利用者の現状維持に努めます。

また、公共交通空白地帯に関しても、高齢化社会に対応するため、新たな交通システムの導入・構築を図ります。

(1) 現況と問題点

① 道路の交通施設の整備

本町の道路網は、南北に縦断する国道 282 号と東西に横断する主要地方道大館十和田湖線(県道 2 号線・樹海ライン)、が主軸となっており、昭和 61 年に東北縦貫自動車道が開通し、平成 2 年には小坂インターチェンジが供用開始されました。現在では、日本海沿岸東北自動車道の整備とともに、東北縦貫自動車道とのジャンクション(小坂北 I C・小坂 J C T)の供用が平成 25 年に開始され、高速交通網が集結する要衝となっています。また、十和田湖地区では国道 103 号や 454 号など、国道が観光主要道路として接続しています。

しかしながら、車両規格の大型化や高機能化、高速交通体系を利用した自動車での来町者の増加、さらに高齢化社会に対応したバリアフリー化や安全機能の確保など、道路の拡幅改良、歩道の設置、勾配改良などが求められています。

国道 282 号や主要地方道大館十和田湖線は、広域圏における連携を促進する路線であるとともに、産業振興での物流等の基幹路線でもあり、交通量も多いことから、狭あい箇所の改良や歩行者安全施設の整備が求められています。特に、国道 282 号は東北縦貫自動車道と並走していて、高速道路が通行止めの際には唯一の代替路線となるものの、青森県境にある坂梨峠は急坂で危険な状態であるため、早期の改良・整備が求められています。

十和田湖観光の重要路線である国道においては、国道 103 号の青森県側では既に宇樽部トンネル等の新設により交通環境の整備が図られていますが、秋田県側は急カーブと落石危険箇所などにより非常に危険な状態です。同じく国道 454 号については、秋田県側の十和田湖西湖岸へ通じる唯一の路線でありながら、狭あいや急カーブといった危険箇所が多く、地元住民の生活路線や観光客の観光路線として支障を来しています。また、昨今の自然環境への関心の高まりから、自然体験そして地域住民の交通安全施設としての歩道の整備が求められています。

社会基盤の整備に向けて、本町ではこれまでも道路網の新規整備、狭あい道路の拡幅、橋りょうの整備等に重点を置いてきました。現在町が管理する道路延長は約 156 km、橋りょうは 60 橋に達しています。これらの道路及び橋りょう等について近年、交通の状況や老朽化によって損傷する箇所や機能を失う危険性が高まっている箇所が多くなってきており、安全・安心な交通体系確保のため、改修や修繕が必要です。これら改修や修繕が必要な箇所は年々減少傾向にあり、令和元年時点で修繕が必要な橋りょうは 19 橋、補修が必要な道路延長は 6.04 km となっています。しかし、5 年ごとの点検でさらに修繕が必要な橋りょう等が増加するものと予測されます。人口減少が見込まれる将来において、道路や橋りょうの老朽化に関わる維持管理費は大きな負担となることが予想されることから、構造物の現状の的確な把握と長寿命化のための修繕を行っていく必要があります。

冬期交通の確保については、これまでも除雪機械等の更新、融雪歩道の設置及び流雪溝の整備等を行ってきましたが、今後ますます進行する高齢化社会へ対応するためには、きめ細かな除雪の実施が必要となることから、今後も冬期交通の確保に向けた資機材の整備や充実した除雪体制の確保が求められています。

農道・林道については、受益者や通行量が少ないことから、維持補修による整備で対応していきます。

また、新たなビジネスチャンスを構築していくうえでも交通網の整備は重要視されています。

表 3-1 (1) 町道の整備状況

(単位:m、%)

区分	路線数	実延長	改良延長	改良率	実面積	舗装面積	舗装率
1級	16	36,825.9	25,826.0	70.1	261,266.0	228,589.0	87.5
2級	11	15,468.8	10,192.1	65.9	86,362.0	76,877.0	89.0
その他	195	103,902.5	32,011.2	30.8	495,381.0	286,592.0	57.9
合計	222	156,197.2	68,029.3	43.6	843,009.0	592,058.0	70.2

資料：道路現況調査（令和2年11月30日現在）

表 3-1 (2) 修繕が必要な橋りょう数

単位：橋

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
橋りょう数	24	23	21	20	19

資料：小坂町橋梁定期点検（1回/5年）

表 3-1 (3) 補修が必要な道路延長

単位：Km

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
道路延長	7.64	7.18	7.00	6.88	6.04

資料：小坂町路面性状調査

② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供

町内の公共交通の確保として、生活バス路線の維持のためのバス事業者への補助や川上地区への町営バス野口線の運行、十和田湖地区への乗合タクシーの運行を行っています。また、平成 25 年 3 月から生活交通路線「鳥越線」を延伸させ「上向七滝線」とし、さらに平成 29 年からは観光客の公共交通確保のため藤原地区へ延伸し、七滝地区への公共交通路線を確保し、長年の懸案事項はほぼ解消されました。しかし、人口減少に伴い利用者数は減少の一途をたどり、町財政負担は増加傾向にあります。こうした公共交通による移動手段は、高齢者等の交通弱者にとっては生活を支える大変重要なものとなっており、生活に欠かせない移動手段であるとともに、運転免許返納後の移動手段として公共交通機関の維持・確保が課題となっています。

また、公共交通の担い手の不足により、現在の公共交通機関に代わる移動手段の確保についても検討が必要であり、公共交通空白地域についても、適切な運行方法を検討しながら、新たな公共交通を確保する必要があります。

さらに、人口減少社会や高齢化社会に対応した持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組むため、圏域での取り組みも重要となります。

表 3-2 各路線利用者数

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
野口線	10,702	11,215	11,402	9,884	7,837
上向七滝線	10,051	10,424	10,500	10,809	11,415

資料：小坂町地域公共交通会議資料

(2) その対策

① 道路の交通施設の整備

地域住民の生活の利便性、安全性の向上を図り、集落と中心部との円滑な交流及び都市部との交流を促進するため、道路の計画的な整備を進めます。道路については、5年に一度の詳細な定期点検を通じて修繕が必要な箇所を抽出し、点検の結果から、重点的に修繕すべき箇所と必要な費用の洗い出しを行うことで、修繕事業を計画的に実施します。令和7年度には「補修が必要な道路延長4.6km」まで減少させることを目指します。

また、日常のパトロールを強化し、修繕に必要な路線や橋りょうの早期発見に努め、大きな破損を招く前に重要な箇所については、予防保全を行い長寿命化を図ります。

特に橋りょうについては、平成30年度に策定した長寿命化計画に基づき、計画的に予防的修繕を実施し、令和7年度には修繕が必要な橋りょう数を12橋まで減少させることを目標とします。

集落間の町道整備においては、住民の安全性や緊急車両等の円滑性を確保するため、狭あい道路等の拡幅や歩道整備などを行います。町内の国・県道の整備については、町道の修繕の時期や状況等も踏まえながら、大きな破損等につながらないように、関係機関に対し整備の働きかけを行っていきます。

また、産業の活性化と交流の重要な社会基盤である道路網整備として、日本海沿岸東北自動車道の早期全線開通に向けた要望活動等の取り組みを沿線市町村等とともにを行い、国道282号・103号・454号、県道2号等の基幹道路整備の促進により、東北自動車道及び日本海沿岸東北自動車道と接続する道路網の優位性を生かした産業振興と町民の利便性向上に努めます。

住民の高齢化などにより、特に冬期交通の安全性確保が重要であることから、きめ細かな除排雪によって、冬期交通の安全性や交通弱者の円滑な日常生活を確保するため、除雪機械の導入や融雪設備・流雪溝の整備など克雪に向けた取り組みを行います。

② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供

町内唯一の公共交通機関であるバスの運行について、交通弱者の日常生活の移動や集落間交流の促進のため、バス事業者との連携を図り、路線の効率化、利便性の向上のため、時刻表並びに路線の見直しには柔軟に対応します。

また、交通弱者の移手段の確保、乗車率の向上及び利用者の発掘もを行い、公共交通の確保と利活用推進に努めるとともに、公共交通の利便性向上と維持確保を目的とした運転免許返納者に対する支援、民間事業者が行う高齢者及び運転免許返納者を対象としたサービスへの支援や十和田湖地区乗り合いタクシー運行に関する支援を行います。

さらに、人口減少社会や高齢化社会に対応した持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組むため、大館圏域定住自立圏等圏域での取り組みを実施し、より利用しやすい公共交通ネットワークの環境整備や共同事業への取り組みの可能性を探ります。

③ 対策の目標

項目	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
野口線利用者数	7,655人	7,837人
上向七滝線利用者数	8,355人	11,415人
修繕が必要な橋りょう数	18橋	12橋
補修が必要な道路延長	5.1km	4.6km

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	大稲坪1号線改良事業 L=1,200m、W=5.0(6.0)m	町	
		上向1号線拡幅改良事業 L=1,100m、W=5.5(7.0)m	町	
		苦竹山崎線改良事業（上小坂地区） L=280m、W=4.0(5.0)m	町	
		上小坂2号線拡幅改良事業 L=220m、W=5.0m	町	
		新町山崎線改良事業 L=1,000m、W=5.0m	町	
		舗装補修事業 台作萩平線、向陽線 成森山崎線、上川原1号線	町	
	その他	牛馬長根1号線歩道設置事業 L=1,200m、W=2.5m	町	
		流雪溝整備事業 永楽町・一本杉地区	町	
		向陽線雪寒整備事業 融雪歩道 L=1,200m、W=2.5m	町	
	(8) 道路整備機械 等	除雪機械整備事業 凍結防止剤散布車 1台	町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
		公共交通 町営バス運行事業 ①事業の必要性 日常的な生活交通路線である野口線は、川上地区の唯一の交通路線であり、町民が安心して生活することができるよう路線確保が必要である。	町	

<p>②具体の事業内容 バス路線のない区間の路線を維持し、交通弱者の移動手段を確保する。</p> <p>③事業効果 バス路線を確保することにより、町民が安全に安心して生活することができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>		
<p>生活バス路線確保対策事業</p> <p>①事業の必要性 日常的な生活交通路線及び観光客の公共交通の確保から、上向七滝線、大館－小坂線及び小坂(2)線は、町民が安心して生活できるために必要な路線であるため。</p> <p>②具体の事業内容 民間事業者が運営するバス路線確保に対する支援を行う。</p> <p>③事業効果 バス路線を確保することにより、町民が安心して安全に生活することができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町、バス事業者	補助金
<p>十和田湖地区乗り合いタクシー運行事業</p> <p>①事業の必要性 十和田湖地区は公共交通機関がなく、日常的な生活交通路線として乗り合いタクシーを運行し、町民が安心して生活することができるよう路線確保が必要である。</p> <p>②具体の事業内容 路線バス等のない十和田湖－小坂間について、民間のタクシー事業者の乗り合いタクシー運行事業に対する支援を行う。</p> <p>③事業効果 生活交通路線を確保することにより、町民が安全に安心して生活することができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	タクシー事業者	補助金

	交通施設維持	<p>橋りょう長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性 日常的な生活交通経路である橋りょうについて、将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②具体の事業内容 橋梁長寿命化計画に基づき、主要管理橋りょう25橋の修繕を行う。</p> <p>③事業効果 必要な修繕を実施することにより、橋りょうの長寿命化と維持管理費の縮減、道路交通の安全性が確保され、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町	
		<p>道路構造物修繕事業</p> <p>①事業の必要性 山間部を走る路線は大規模な構造物で構成されていることが多く、必要な点検、補修を行い、安全に利用できる道路を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 道路構造物の点検を行い、その結果を踏まえて適正な管理及び修繕を行う。</p> <p>③事業効果 必要な修繕を実施することにより、道路構造物の長寿命化と維持管理費の縮減、道路交通の安全性が確保され、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画のインフラ施設の基本方針に基づき整合性を図りながら計画的に実施していきます。

インフラ施設の基本方針

予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

分類	管理基本方針
1. 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化 ・利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討
2. 橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・「小坂町橋梁長寿命化修繕計画」（平成31年2月）に基づき、予防保全による長寿命化を進める。

6 生活環境の整備

① 生活環境の整備の方針

まちの豊かな緑、きれいな水、さわやかな空気、のどかな景観等、豊かな自然の恵みは、町の誇りであり、この自然環境を将来に引き継いでいくためにも、自然との調和や景観が保たれた土地利用を推進するとともに、河川等へ雑排水を流さない等、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを意識し、家庭での資源リサイクルや省エネルギー、下水道等の普及促進に取り組み、循環型社会の形成に向けて、豊かな自然を守り育てていきます。

また、町民・事業者・行政はそれぞれの果たす役割を自覚し、ともに協力しながら環境への負荷を減らす資源循環型社会の実現に取り組みます。

日常生活に必要な不可欠なライフラインである水道事業は、安全管理と配水管の計画的な更新等を進め、安全・安心で安定的な水道を確保する必要があり、災害に備えた施設・設備の管理向上と、水道普及率の更なる向上を目指します。

人とまちが活気にあふれ、世代を問わず多くの町民にとって安全・安心なまちとしていくために、防災、防犯、消防体制の整備等、災害や犯罪への備えを着実に進め、町民や本町を訪れる誰もが安全に安心して生活できる道路の改良や公共交通の利便性の向上など、これからも安心して暮らしていくための生活基盤や環境整備に努め、自然のやすらぎと私たちの暮らしがより良く調和したこれからも暮らし続けたいまちづくりを進めます。

② 住宅及び水の確保

居住環境の快適性を確保し、定住促進や高齢化社会に対応した住宅環境の整備や憩いの場の空間づくりを進めるため、経済的な状況に配慮しながら住宅の計画的な整備や各種支援を行い、住環境の向上を目指します。

町営住宅は適切な維持管理をし、老朽化が著しい建物については順次解体を行い、住環境の整備に努め、持家住宅についてはリフォームのほか、耐震診断や改修、空き家解体等を支援し、耐震化の向上を目指します。

また、安全に安心して暮らせる環境づくりを目指し、生活環境の整備や防犯・交通安全施設の整備を行います。

公園については、遊具点検等適切な維持管理を行い、安全かつ快適な憩いの場をつくり、各家庭等において、いつでも・どこでも安全でおいしい水が飲めるよう、安定した水道水を提供していきます。

③ 汚水及び廃棄物の処理

下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等、都市基盤としての重要な役割を担っていることから、普及・促進を引き続き推進するとともに、多様化する社会情勢を見据えた中長期的な視点に立った健全な運営が求められます。各家庭の下水道への接続を促進するため、積極的な普及・啓発事業により、接続率の向上と生活環境の確保に努め、令和7年度の水洗化率の目標を85.8%とします。下水道区域外については国・県そして町の支援措置により、浄化槽の設置を促進し、汚水処理人口普及率の向上を目指します。

廃棄物処理については、鹿角広域体制による適正な管理をするとともに、リサイクルセンターの建設で資源リサイクルによる資源循環型社会の構築へ向けたエコタウンの取り組みを推進します。

④ その他快適な生活環境の確保

消防・救急・防災については、広域体制での充実を図り、消防資機材の整備など消防力の強化を進めるほか、救急救助需要の増加・多様化に適切に対応し、救命率の向上を目指して、救急救命士の育成など救急救助体制の充実と強化に努めます。

また、町民に対し、休日夜間などの初期救急医療機関の情報提供を行うとともに、救急医療体制に対する理解と普及を図ります。

防災対策では、地域防災計画に基づき、予想される災害に対応した整備を国・県と連携して行うとともに、町民への防災思想の普及啓発や防災訓練の実施、防災資機材の整備や非常用品の備蓄を進めるなど、災害活動体制の充実に努めます。また、ハザードマップの作成及び地域の共助による防災体制づくりとして、消防団員の確保や自主防災組織の結成を進め、令和7年度に消防団の充足率は86%、自主防災組織の組織率は71.1%を目標とします。

さらに、快適な生活環境の確保のため、公共施設の統廃合に伴い、使用されなくなった老朽化施設の廃棄処分や、空き家対策による空き公共施設の利活用として整備された七滝活性化拠点センターを軸に、テレワークの推進及びサテライトオフィスの活用を促進します。

(1) 現況と問題点

① 住宅及び水の確保

耐用年数を超えて供用している町営住宅では、耐震性能や維持管理上の問題があるため、新規入居者の受け入れは行わず、住棟ごとに空き家となり次第取り壊しを行います。持家住宅に対しては、平成22年度にリフォーム支援事業、平成27年度から耐震診断支援事業を実施し、住宅性能の向上や地域経済への効果が現れており、リフォームに関しては、令和3年度からさらなる支援の拡充を行います。

また、人口減少や高齢化、核家族化の進展とともに空き家が増加傾向にあり、自治会や空き家の周辺住民から倒壊や建材の飛散などの危険、衛生上、防犯上の問題について相談が寄せられる事例も多く、危険空き家並びに一般空き家解体事業の補助事業を継続的に実施し、事故等を未然に防止し安全で安心な生活環境を確保する必要があります。

公園については、毎年遊具点検を実施しており、指摘のあった遊具については修繕や撤去を

行っています。

本町の水道普及率は令和元年度末で 99.5%となっており、県平均の 91.7%を大きく上回っています。水道事業は、日常生活に必要な不可欠なライフラインであり、町民が安全・安心でおいしい水が飲めるよう施設整備や改修を行う必要があります。下水道拡張工事に合わせた老朽管布設替工事等を積極的に実施し、生活水準の向上に取り組んできましたが、人口減少に伴う料金収入の減少や耐震化機能を向上させる老朽管更新等の費用増加等様々な課題が蓄積しています。

一方、十和田湖の休平地区については上十三・十和田湖広域定住自立圏の協定により水道の効率的・効率的な運営を図るために共同利用を実施しており、今後も効率的な運営が望まれます。

町民の生活安全を確保し、安全な地域づくりを進めるためには、地域や警察、各機関等が協力して防犯や交通安全に取り組み、犯罪や事故の発生を未然に防ぎ、拡大につながらないように、必要な整備や安全への意識高揚を図ることが重要です。また、日常生活や仕事、観光レジャー等への自動車の依存度は高く、運転者はもとより、歩行者のマナー向上等、各自が交通安全意識を持って、町民や観光客への安全な交通環境を目指しています。

表 4-1 (1) 公営住宅の状況

公営住宅	特定公共賃貸住宅	町単独住宅	その他	計
戸 355	戸 7	戸 59	戸 16	戸 437

資料：令和2年度事務報告

表 4-1 (2) 水道の普及状況

区分	上水道	専用水道	普及率
施設数	箇所 1	箇所 4	% 99.5
計画給水人口	人 4,810	人 267	
給水人口	人 4,685	人 63	

資料：令和元年度秋田県水道施設現況調査

② 汚水及び廃棄物処理

下水道に関しては、公共下水道と合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は 86.2% (令和元年度末現在) であり、生活排水による水質汚染改善のため、公共下水道事業や合併処理浄化槽設置推進事業を推進し、整備を図っています。下水道の整備における接続及び合併浄化槽の普及促進にあつては、人口減少の中で、高齢者世帯や低所得等の理由から、下水道への未接続及び合併浄化槽の未設置が懸念されることから、快適な生活環境や生活衛生、自然環境の保全といった必要性について周知し、接続率等の向上を図る必要があります。

ごみやし尿の処理事業は、鹿角市と鹿角広域行政組合を組織し実施しています。地域の環境とともに地球全体の環境を保全するため、今後も適正な処理と廃棄物の抑制に向けた再資源化などへの取り組みが必要です。

表 4-2 下水道等の整備状況

住民基本 台帳人口	公共下水道 処理人口	公共下水道 人口普及率	公共下水道 接続人口	下水道 整備率	合併処理浄化槽 設置済人口	合併処理浄化槽 人口普及率
人	人	%	人	%	人	%
4,953	3,530	71.3	2,730	85.8	741	15.0

資料：建設課水道班調べ（令和2年4月1日現在）

③ その他快適な生活環境の確保

日常生活と密接な関係にある自然環境の悪化は、地域としても重要な課題であり、本町では河川等のきれいな水環境の保全を図るために、下水道等の生活排水対策を進めるほか、公衆トイレ等の衛生環境の向上に取り組んでいますが、空き缶のポイ捨てや山間地などでの粗大ごみ等の不法投棄は後を絶たず、景観を阻害しているため、美化活動の取り組みやモラル向上の強化が求められています。

町独自の資源循環型社会の構築に向けた取り組みとして、廃食用油の回収を実施し、生ごみと合わせ、再資源化と活用など次世代に豊かな環境を残すための環境リサイクル事業を今後も継続していく必要があります。

空き公共施設の利活用で整備された七滝活性化拠点センターは、事業者がオフィスとして有効活用しており、今後テレワーク等の普及により都市部からの移住事業者の増大に期待を寄せるとともに、移住者の増加に向けて更に快適な環境づくりが必要とされています。

消防・救急は、鹿角広域行政組合により実施されています。今後も緊急時や非常時に、的確かつ迅速な対応ができるよう、広域での連携を図りながら、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進する必要があります。

また、少子高齢化が進行する中で、救急・高度医療においては、初期対応の迅速さや的確さが特に重要となっているほか、社会環境の変化や複雑化する災害形態、近年の大規模災害の発生など、高機能な消防体制が求められています。

本町での大規模な自然災害は近年発生していませんが、防災に対する備えは必要です。そのためにも、地域の防災体制づくりと防災資機材の整備が重要であり、消防団員の確保と自主防災組織の結成を支援し、地域における防災力の向上を図ることが求められています。

災害が発生した場合において被害を最小限に抑えるために、町域における情報の難聴地域の解消を図るとともに、町民や事業所等において、日頃から河川洪水浸水区域や土砂災害警戒区域等の把握、防災訓練等の実施、防災機器等の準備等意識啓発に努める必要があります。

表 4-3 消防団の状況

区 分	本部	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	計
	人	人	人	人	人	人	人
団員数	4	25	17	22	30	21	119
消防ポンプ自動車	—	—	1	1	1	—	3
小型動力ポンプ	2	3	2	—	3	5	15
小型動力ポンプ積載車	1	3	2	—	3	5	14

資料：令和2年度事務報告

(2) その対策

① 住宅及び水の確保

町営住宅等長寿命化計画に基づき、維持管理及び福祉関連部局と連携した対応を行うほか、老朽化が進行している町営住宅については順次解体を進めて空室を減らし、維持管理効率を高めます。住環境の向上を図るため、持家住宅のリフォームに係る費用や耐震改修促進計画に基づいた木造耐震診断や改修に係る費用を支援するほか、空き家の所有者に対し適切な管理について助言や指導をするとともに、管理不全な空き家の増加防止のため、空き家バンクへの登録を促します。登録物件の片付け費用に対する助成や、解体に係る費用についても支援し、生活環境の住宅性能の向上により、安全で安心な住環境を形成し持続可能な社会をつくります。

また、町有地を有効活用し、民間活力を利用した賃貸住宅建設への助成、賃貸住宅を借り上げる事業にも取り組みます。

都市公園をはじめとした公園や緑地の整備・確保を行うとともに、住民が安全で気軽に利用できる遊具等の設備の点検・整備を行います。

水道事業は、日常生活に必要なライフラインであるため、人口減少に伴う料金収入減少や老朽管更新等の費用増加等様々な課題が蓄積していますが、老朽管の更新や、緊急時給水拠点確保のための水道整備、及び災害に強い水道施設等を整備し、安全で安心な水道水の供給に取り組みます。また、十和田湖の休平地区については上十三・十和田湖広域定住自立圏の協定により相互の水道の効果的・効率的な運営を図るため、引き続き共同利用を実施していきます。

② 汚水及び廃棄物の処理

自然環境や生活衛生を保全するため、下水道整備計画区域内の下水道整備を引き続き推進するとともに、接続率の向上を目指します。下水道整備計画区域外の合併処理浄化槽の設置については、浄化槽の設置に対する補助事業の実施を推進し、衛生的な生活を確保します。

廃棄物処理に関しては、鹿角広域行政組合での適正な処理と、広域的な廃棄物抑制に向けた再資源化について取り組み、リサイクルセンターの建設のための施設整備を進めていきます。

また、本町においては、ごみの減量化・再資源化として、廃食用油の回収や生ごみの再資源化の取り組みと普及を行い、さらに大館圏域でも3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発に連携して取り組み、引き続き資源循環型社会の形成を目指します。ごみの適正処理として、ごみ集積所の整備補助、不燃物最終処分場の管理なども進めます。

③ その他快適な生活環境の確保

生活衛生の推進については、生活排水路や公衆トイレの整備など、公衆衛生管理に努め、清潔な生活環境を確保し、防犯や交通安全への対策としては、防犯体制の強化及び施設等の整備に努めます。

空き公共施設の利活用で整備された七滝活性化拠点センターについては、サテライトオフィスとして都市部からの企業進出、または移住者のための企業支援として、テレワークの推進やデジタルワークスタイルの確立を目指し、統廃合により使用されなくなった老朽化施設につい

ては、安全な生活環境の確保から、廃棄処分することとします。

社会環境の変化によって複雑化する災害形態に対応するために、広域消防体制においては、高機能消防や高度救急の体制と施設・資機材等の計画的な整備を進め、安心できる消防・救急体制を確立し、地域においては、消防団員の確保と資機材の整備、自主防災組織づくりなど、地域が一体となった消防・防災づくりを進め消防団員の充足率と自主防災組織の組織率を高めます。

また、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンにより、災害時の消防出動についても応援事業を実施しており、引き続き、十和田市からの応援態勢を継続し初動態勢の強化を図ります。

あらゆる災害に対応する体制の確立を目指し、防災思想の普及啓発、防災訓練の実施、備蓄品の充実、災害等要支援者の把握や支援体制の確立など災害に備えた準備や体制づくりを確保するとともに、緊急告知ラジオの貸与を全世帯に行い、災害時などの緊急情報伝達手段を整え、災害状況を把握し、速やかに対応できるよう、情報提供手段の充実やハザードマップ及び避難マニュアルの作成などに取り組みます。

また、小坂町国土強靱化地域計画、小坂町地域防災計画に基づき、国・県・各団体・民間事業者と連携し、防災・減災に必要な取り組みを推進します。

④ 対策の目標

項目	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
住宅の耐震化率	69.7%	95.0%
空き家バンク登録件数(累計)(再掲)	25件	40件
新築・中古住宅補助利用件数(累計)(再掲)	43件	43件
水洗化率	83.6%	85.8%
自主防災組織の組織率	38.9%	71.1%
消防団員の充足率	79.3%	86%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	配水施設改良事業 配水管布設替	町	
		浄水施設整備事業 大川岱地区	町	
		配水管布設替事業 休平地区	町	
		緊急時給水拠点確保事業 藤原～鴫地区	町	

(2) 下水処理施設			
公共下水道	米代川流域下水道事業(鹿角処理区)	県	負担金
	米代川流域関連公共下水道事業 中央・七滝地区	町	
その他	合併処理浄化槽設置推進事業 5人槽20基、7人槽20基	合併処理 浄化槽設 置者	補助金
(3) 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	ごみ焼却施設整備事業	広域行政 組合	負担金
し尿処理施設	し尿処理場改修事業	広域行政 組合	負担金
その他	リサイクルセンター建設事業	広域行政 組合	負担金
	県北地区広域汚泥処理事業	県	負担金
(5) 消防施設	消防自動車整備事業 水槽付ポンプ車 1台 広報車 2台	広域行政 組合	負担金
	救急対策推進事業 高規格救急自動車 3台	広域行政 組合	負担金
	消火栓整備事業 3基	町	
	消防団施設整備事業 消防ポンプ自動車 2台	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
環境	旧小坂公民館十和田分館(旧十和田小中学校)解体事業 ①事業の必要性 学校の統廃合後、地区公民館として利用されてきた当施設は、老朽化が著しく、十和田湖の景観を損ねているため、町民の安全性及び生活環境の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 利用されなくなった当施設を解体、撤去する。	町	

	<p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、十和田湖の景観の改善と町民の生活環境を確保し、安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>		
	<p>小坂小学校プール解体事業</p> <p>①事業の必要性 町内の屋内温水プールとの複合化により使用されなくなった小学校のプールが老朽化とともに景観を損ねているため、町民の安全性及び生活環境の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 使用されなくなった小学校のプールを解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>	町	
	<p>旧七滝小学校プール・管理棟解体事業</p> <p>①事業の必要性 学校の統合により使用されなくなったプールが老朽化とともに景観を損ねており、町民の安全性及び生活環境の確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 使用されなくなった小学校のプールを解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安全性及び生活環境を確保し、将来にわたり安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>	町	
	<p>旧川上公民館（旧川上小学校）解体事業</p> <p>①事業の必要性 学校の統合により使用されなくなった小学校を公民館として活用してきたが、老朽化及び耐震補強が必要な建物であったため、旧公民館は廃</p>	町	

	<p>止し、新たに公民館を新築した。旧公民館は町民の安全性及び生活環境の確保のため解体は不可欠である。</p> <p>②具体の事業内容 旧川上公民館を解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安全性及び生活環境を確保し、将来にわたり安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>		
	<p>旧小坂幼稚園(陶芸教室) 解体事業</p> <p>①事業の必要性 幼稚園の廃園により使用されなくなった幼稚園施設を陶芸教室の団体に貸し出し利活用してきたが、老朽化が著しく、町民の安全性及び生活環境を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 旧小坂幼稚園を解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安全性及び生活環境を確保し、将来にわたり安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>	町	
防災・防犯	<p>空き家等の適正管理補助事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行を背景に町内に空き家等が増加していて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するための適正な管理が必要である。</p> <p>②具体の事業内容 空き家等の解体撤去・処分に係る経費について、所有者に対し助成を行う。</p> <p>③事業効果 管理不全な空き家等の解体・撤去を推進することで、町民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	空き家等 解体・撤去 実施者	補助金

(8) その他	休平地区水道水供給負担金事業 (ソフト)	青森県 十和田市	負担金
	救急救命士等養成事業(ソフト)	広域行政 組合	負担金
	災害対策事業(ソフト)	町	
	自主防災組織育成事業(ソフト)	自主防災 組織	補助金
	民間住宅リフォーム支援事業 (ソフト)	町民	補助金
	木造住宅耐震補助事業(ソフト)	対象住宅 の所有者	補助金
	空き公共施設の利活用	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針及びインフラ施設の基本方針に基づき整合性を図りながら計画的に実施していきます。

行政系施設

分類	管理基本方針
9-2. 消防施設 (消防器具置場)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な予防保全による長寿命化
9-3. その他行政系施設 (除雪センター、水防倉庫)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な予防保全による長寿命化

公営住宅

分類	管理基本方針
10-1. 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・民間活力の導入を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化 ・耐用年数超過の老朽化住宅は、空き家となり次第廃止とし解体・撤去

町民文化・社会教育系施設

分類	管理基本方針
2-2. 博物館等 (陶芸教室 (旧小坂幼稚園))	<ul style="list-style-type: none"> ・移転後廃止、解体処分

その他施設

分類	管理基本方針
12-2. その他 (旧十和田小中学校、旧小坂公民館十和田分館、旧七滝小学校プール・管理棟)	・解体処分を実施（解体処分までは安全確保に配慮）

インフラ施設

予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

分類	管理基本方針
3. 上水道	・利用需要に応じた計画の中止や廃止を含む、上水道施設の最適化を推進 ・計画的な予防保全による長寿命化
4. 下水道	・利用需要に応じた計画の中止や廃止を含む、下水道施設の最適化を推進 ・計画的な予防保全による長寿命化
5. 防火水槽	・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な予防保全による長寿命化

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

町内で安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに係る様々な不安を取り除くための切れ目のない支援環境を整え、子育て世代や子どもたちをやさしく支え、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進し、令和7年度には「子育て支援に満足している町民の割合」の目標を「50%」とします。

また、総合計画の基本目標の一つである「健やかに自分らしく生きるまち」を目指して、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という健康に対する意識が高まり、健康的な生活習慣を身につけて、健康づくりに取り組む町民を増やし、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに合わせた健康づくり体制の整備が図られ、心身ともに健康で心豊かな生活を送れるように努めます。

高齢化社会の中での健康的で豊かな長寿社会を築くための高齢者福祉、安心して子どもを産み育てられる保育環境や児童福祉の充実を目指します。

障がいのある人も、家庭や地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるように、生きがいのある自立した生活を目指した障がい者福祉の充実に努めます。

また、出産や育児、子育てに希望が持てる社会の実現を目指し、子どもの成長、高齢者や障がい者を地域全体で支えるまちを目指します。

② 子育て支援や介護サービスの確保及び充実

町内で安心して子どもを生み育てることができるよう、子育ての希望をかなえるための経済

的支援対策を中心とした事業を推進します。

高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画にも掲げている「高齢者も元気に暮らせるこさか」を基本理念に、自らの体力や健康状態に応じて自分らしく、生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるように、地域づくりのための地域支援事業を活用し、高齢者の元気を創出する支援体制の充実に努めます。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携した切れ目のない地域包括ケアシステムを構築し、介護が必要になっても、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

障がい者福祉については、障がいのある人も地域で共に暮らせるまちを基本理念に、地域全体で支え合いながら、障がい福祉サービスの推進と生活を支援する取り組みの充実にともに、自立支援と社会参加を促進しながら、生きがいのある社会生活の実現を目指します。

③ 子育て支援や介護サービスに従事する者の確保及び施設整備

人口減少とともに子ども及び高齢者の減少が見込まれますが、多様な子育て支援や団塊の世代が後期高齢者となるため、医療・介護費用の増加及び介護サービス等を担う人材の不足が課題となり、需要ニーズに応えるために従事する職員の確保に努めます。

また、子どもや高齢者を受け入れる各施設についても老朽化に伴う施設や設備の更新等が必要となるため、各種支援の充実に努めます。

④ 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減

少子化対策及び雇用創出につなげるためにも、安心して保育所に子どもを預けられる環境の整備と、安心して子育てできるための負担軽減による支援の充実に努め、安心して働ける環境の整備として病児・病後児保育の利用支援等を充実させ、子育て世代が安心して保育を受けられる環境づくりに努めます。

また、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、保健医療や介護が必要な町民に、地域で安心してサービスを受けられるよう各種支援の充実に努めます。

(1) 現況と問題点

① 子育て支援や介護サービスの確保及び充実

出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にあり、誰もが安心して生み育てることができるよう、出産前後や保育サービス、子育て支援に関する施策を積極的に展開・充実させ、子育てに希望を持てる環境づくりが課題となっています。

また、核家族化や地域のつながりが希薄になり、子育てに不安を抱く家庭が増加してきていることから、子育ては社会にとって重要であるとの認識に立ち、地域で子どもたちを見守り、育てていくという意識づくりや、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育ての喜びを感じられる子育て支援事業の展開を図っていく必要があります。また、今後出生数を増加させるため、結婚支援対策を推進し、将来親となり子どもを産み育てていく人を増やしていく必要もあります。

本町では、これまで地域の子育て支援拠点施設である保育所等の利用負担額無償化、在宅で子育てする世帯への経済的支援など、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでおり、引き続き子育ての希望をかなえるまちの実現のため、各種施策を実施していく必要があります。児童福祉については、現行において様々な支援策を講じていますが、依然として少子化の流れに歯止めがかからず、町にとって喫緊の課題となっています。

また、後期高齢者数は総人口の減少に反して年々増加傾向にあり、本格的な高齢化社会へ突入しています。

特に本町は、秋田県内でも高齢化率が高く、秋田県の老人月間関係資料によると、平成27年度は県内5番目から令和2年度には7番目になったものの、41.7%から46.2%と高くなっています。

少子高齢化の進行により、健康寿命を伸ばし、生涯にわたって心身ともに健康であるためにも、妊産婦、乳幼児から高齢者等、早期から健康的な生活習慣を身につけ、世代に合った健康づくりに段階的、継続的に取り組むことが重要となっています。本町はがん、循環器疾患での死亡率が高く、健康寿命が国・県より短い状況の中で、生活習慣病の発症予防と重症化予防のために生活習慣の改善が重要です。

本町における死亡原因は、三大生活習慣病と呼ばれる悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が全体の半数を占めていることから、生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見に向けた各種健康診査、各種がん検診、健康教育や健康相談などを実施しています。今後も町民の健康保持・増進のため、各種健康診査等の未受診者対策を含めた積極的な事業の推進が必要です。

ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、身体や心の健康に不安を抱える人が増えている現状から、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、個人の健康を地域で支える環境づくりをすることが求められます。

生活習慣病や高齢化に伴う医療費の増加等に歯止めをかけるため、早期から健康的な生活習慣を身につけ、各世代に合った健康増進を図るとともに、少子高齢化に対応した母子保健や働き盛りの健康づくり、介護予防への取り組みを強化していくことが求められます。

平成18年度から実施している介護予防事業が、高齢者の健康づくりに大きな効果を挙げていますが、高齢化の進行などの理由により、要介護認定率は上昇傾向にあります。団塊の世代が後期高齢者を迎える令和7年度に向けて、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる充実を図り、地域における医療及び介護の連携を総合的に推進する必要があります。また、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防のための地域づくり）の内容の一層の充実により、高齢者が安心して自宅や地域で活動・生活できるように支援し、地域住民、事業者、医療機関、行政が地域の課題や担うべき役割を認識し、参画する必要があります。

また、元気な高齢者がいきいきと暮らしていける地域社会の形成も重要であり、高齢者が持つ豊かな経験を地域社会に貢献できる機会の創出、世代間交流などによる知識の継承とともに、介護予防や自立支援としての健康づくりや機能訓練など、長寿社会の中で健やかに暮らしていけるきめ細かな支援が必要です。

表 5-1 (1) 高齢者世帯の状況

年次	高齢単身者 人	増加数 人	高齢者世帯 世帯	増加数 世帯	高齢者比率 %
昭和60年	125	—	82	—	14.7
平成2年	170	45	133	51	20.5
平成7年	220	50	195	62	24.3
平成12年	269	49	253	58	29.0
平成17年	342	73	306	53	33.0
平成22年	370	28	303	-3	36.5
平成27年	397	27	342	39	41.7

資料：国勢調査

表 5-1 (2) 出生率等の状況

年次	出生数	出生率 (対人口千人) %	死亡者数	死亡率 (対人口千人) %	調査時人口
昭和60年	89	9.1	79	8.1	9,728
平成2年	41	5.1	71	8.8	8,035
平成7年	56	7.3	82	10.6	7,703
平成12年	61	8.5	110	15.3	7,171
平成17年	36	5.3	83	12.2	6,824
平成22年	26	4.3	87	14.8	6,054
平成25年	28	4.9	110	19.2	5,731
平成30年	21	4.2	102	20.5	4,971

資料：秋田県衛生統計年鑑

高齢化の進行に伴い、障がいのある人の高齢化も進行してきていることから、障害者総合支援法に基づき、障がい者が相談支援等を通じて地域で自立した生活ができるよう支援することが重要であるほか、障害者総合支援法による自立支援給付事業と、地域生活支援事業のサービス、その他の障がい福祉サービスを効果的に利用し、ニーズに合った支援基盤を充実させていく必要があります。今後は、障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障がいへの理解とともに、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくり等、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

② 子育て支援や介護サービスに従事する者の確保及び施設整備

少子高齢化の進行や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により、町民の子育て支援や介護サービスへのニーズがさらに増大するとともに、障がいや認知症等により、複雑で専門的な対応を伴うケースが顕在化している状況です。

こうした中、町民の要望などに応えるよう十分機能していくためには、サービスを担う人材の安定的な確保が必要です。しかし、介護職においては、担い手が不足しており、今後更に拡大する子育てや介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが課題となっています。

また、障がい児保育・放課後子ども教室・介護に従事する職員も不足することが予想され、

職員の確保も急務となります。

これまで、地域の子育て支援拠点施設である保育所等の環境の充実に取り組んできましたが、今後は子ども・子育て支援事業計画に基づき、母子保健をはじめ、幼少期の子育てを中心に保育環境の更なる充実が求められます。保育施設や介護施設等については、多様な支援に伴う施設の改修や老朽化に伴う施設や設備の更新等も必要になってきます。

放課後子ども教室事業と放課後児童健全育成事業を一体的に実施する「子どもクラブ Skip」は、町内に在住する全ての小学生の安全・安心な放課後の遊び場、生活の場として今後も必要な施設であることから、職員の確保と施設設備の充実が求められます。

③ 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減

少子化対策及び雇用創出につなげるためにも、安心して保育所に子どもを預けられる環境を整えるとともに、安心して子育てできる支援の充実が求められており、保育料・医療費の無料化や、在宅で子育てする世帯への経済的支援の継続が求められているほか、安心して働ける環境の整備として病児・病後児保育の利用支援が求められています。

また、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯の増加により、地域包括ケアシステムの深化、推進が求められており、地域特性に応じたサービス基盤の整備が必要となっています。

(2) その対策

① 子育て支援や介護サービスの確保及び充実

少子化対策として、出産、子育てにおけるニーズに的確に対応し、子どもを安心して産み育てやすい環境を整備します。子育ての希望をかなえる経済的支援として、妊産婦の医療費助成を行う「妊産婦への医療費助成」、町全体で出産をお祝いすることを目的に、出産祝い品を贈呈する「出産お祝い事業」、在宅で育児を行う世帯への支援を行い、世帯の経済的負担を軽減する「在宅育児支援事業」、全ての児童の保育料無償化を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減する「保育料無償化事業」、少子化対策及び雇用創出につなげるため、安心して保育所に子どもを預けられる環境を整える「安心な保育への支援」、子育て世帯の負担軽減のため学校給食費助成を行うとともに、町内事業者との連携を深め地産地消の取り組みを積極的に行う「学校給食事業」、第三子以降の出生に対し、小学校入学前まで手当を支給するほか、小学校入学時及び中学校入学時に一時金を支給する「すこやか育児手当事業」、高校生までの医療費全額助成を行い、子育て家庭の経済的な負担を軽減する「高校生までの医療費全額助成」、高校、大学を卒業後、町内に在住する若者に対し、県の事業と併せ、奨学金返還の助成を行う「奨学金返還への助成」のほか、障がい児保育や延長保育の実施など、少子化の課題となっている経済的負担や核家族化などによる子育て支援の不足に対応するとともに、子育てと仕事の両立が図られる保育サービスの充実が努めます。また、安心して保育所に子どもを預けられる環境を整えるとともに、鹿角市・十和田市の保育所や病院に広域利用の協力を求め、多様な子育て環境の整備を図ります。

子どもを持つ親の育児不安を解消し、子育ての楽しさを実感できるよう、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。

児童虐待の予防に向けて相談できる体制を整え、要保護児童対策地域協議会をケースごとに開催し、早期対応や適切なサービスの提供ができるように努めます。

また、出生率を増加させるための取り組みとして、上十三・十和田湖広域定住自立圏の圏域市町村と連携して婚活イベントを開催し、結婚支援活動に取り組み、独身男女の成婚を促進し出生率増加に努めます。新婚世帯の新生活に対する費用の支援として結婚新生活支援事業を行い、新婚世帯の経済的支援も行います。

介護予防事業については、閉じこもり予防、栄養改善、身体機能の維持等、町民の介護予防、認知症予防等の健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進し、配食サービス、軽度生活支援等、生活支援の体制整備を行い、町民が主体的に健康づくりに取り組む基盤を確立し、生涯を通じた健康づくりを目指します。

高齢者が住み慣れた地域で生活するために、自治会等、身近な地域での居場所の創出や老人クラブ等、高齢者の交流を通じて、生きがいを持って暮らすことができるよう支援します。また、地域支援事業の推進により生活支援の体制整備を行い、除雪体制の充実や移手段の確保など、高齢者が安全・安心で暮らしやすい日常を送るための支援を推進します。さらに、認知症高齢者の早期発見・早期受診に向けた取り組みを推進し、介護用品の支給、家族介護教室、相談事業等、家族による介護を支える取り組み等介護サービスの充実を図ります。

専門職を配置した地域包括支援センターを中核とし、介護予防活動、診療所等と連携して、疾病及び虐待の予防、在宅医療並びに介護サービスを総合的に提供する地域包括ケア体制の更なる充実、地域福祉を支える基盤づくりや保健・福祉・医療が一体となった総合的な福祉サービスを実現するため、小坂町福祉保健総合センターの機能充実を図り、福祉サービスの水準を高めます。

さらに、障がい者も地域で自立した生活を実現できるように、生活サポート、自立訓練、福祉タクシー、配食サービスなどを実施し、地域社会での生活を支援するほか、地域活動支援センターなどでの活動を支援し、交流による社会参加や就業の拡大に努めます。

地域における様々な生活課題・福祉課題に対応するため、小坂町社会福祉協議会への支援を行い、町民、行政、福祉事業者、関係機関等が互いに連携して、支援が必要な町民を支える活動を推進します。

また、生活習慣病の発症と重症化予防及び地域における健康づくりを推進し、町民による地域資源を活用した主体的な健康づくりの取り組みを支援します。健康診査については、疾病の早期発見、早期治療のため、各種検診等の機会を提供するとともに、受診率向上のための環境を整えます。

② 子育て支援や介護サービスに従事する者の確保及び施設整備

今後ますます増大する子育てや介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスの提供を確保するため、潜在的有資格者の参入の促進や多様な人材の参入・参画の促進を図ります。

地域の子育て支援拠点施設である保育所等は今後も幼少期の子育てを中心に保育環境施設の更なる充実を図り、町内で障がい児保育を行う保育所に対する補助は今後も継続し、保育に従事する職員等の確保に努め、早期支援体制の充実を図ります。

放課後子ども教室事業と放課後児童健全育成事業を一体的に実施する「子どもクラブ Skip」は、町内に在住する全ての小学生の安全・安心な放課後の遊び場、生活の場として重要であり、相互の関係性を広げ自主性、社会性を育むためにも今後も必要な施設であることから、職員の確保と施設設備の充実を図ります。

また、小坂町福祉保健総合センターについては、建物外部の改修のほか、自動ドア改修やボ

イラーの更新等内部設備についての更新を行い、長寿命化のための予防保全を行います。

③ 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減

少子化対策及び雇用創出につなげるため、安心して保育所に子どもを預けられる環境を整え、子育ての希望をかなえる経済的支援として、すべての児童を対象とした保育料無償化を図るほか、在宅で子育てする世帯への経済的支援を実施します。

十和田湖地区の児童に対しては、上十三・十和田湖広域定住自立圏による連携事業として広域入所を実施し、通園する児童に対して通園費用の一部を補助するとともに、病児・病後児保育に取り組む鹿角市の保育所や病院に広域利用の協力を求め、町民の利用に応じた支援を行います。

また、高齢者をはじめとした保健医療や介護サービスを、誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に受けることができるよう、町内での医療確保が困難な人への移動の手段への支援や、軽度生活支援事業の推進、低所得者への介護サービスの自己負担軽減の支援など、住民負担の軽減を図り、高齢者等を支える環境づくりに努めます。

④ 対策の目標

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
子育て支援に満足している町民の割合	—	50.0%
出生数	15人	20人
婚姻率（人口千人に対する婚姻件数の割合）	2.3件／千人	3.3件／千人
健康づくりにつながる居場所への参加者数（累計）	2,885人	3,800人
要介護認定率	14.8%	14.3%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	小坂マリア園整備支援事業	社会福祉法人	補助金
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	福祉保健総合センター改修事業	町	
	その他	老人憩の家改修事業	町	

(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	福祉保健総合センター改修事業	町	
(9) その他	老人クラブ活動支援事業(ソフト)	老人クラブ	補助金
	高齢者生活支援サービス事業(ソフト)	町	
	十和田湖地区福祉サービス事業(ソフト)	町	
	(総合事業) 予防サービス事業(ソフト)	町	
	(総合事業)その他事業(ソフト)	町	
	(総合事業)生活支援サービス事業(ソフト)	町	
	(総合事業)介護予防事業(ソフト)	町	
	(包括的支援事業)地域包括支援センター運営事業(ソフト)	町	
	(包括的支援事業)認知症施策推進事業(ソフト)	町	
	(包括的支援事業)生活支援体制整備事業(ソフト)	町	
	(包括的支援事業)在宅医療・介護連携事業(ソフト)	町	
	(包括的支援事業)地域ケア会議推進事業(ソフト)	町	
	(任意事業)介護給付費適正化事業(ソフト)	町	
	(任意事業)家族介護支援事業(ソフト)	町	
	(任意事業)その他支援事業	町	
	すこやか育児手当事業(ソフト)	町	
	保育対策等促進事業(ソフト)	町、社会福祉法人	補助金
	不妊治療費等助成事業(ソフト)	不妊治療対象者	補助金
	福祉タクシー事業(ソフト)	町	
	障がい者自立支援事業(ソフト)	町	
	予防接種事業(ソフト)	町	
	乳幼児健康診査事業(ソフト)	町	
	育児相談・育児教育事業(ソフト)	町	
	妊婦健康診査事業(ソフト)	町	
健康診査・がん検診推進事業(ソフト)	町		
健康増進事業(ソフト)	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針に基づき整合性を図りながら計画的に実施していきます。

子育て支援・保健福祉系施設

分類	管理基本方針
6-2. 幼児・児童施設 (放課後子ども教室)	・ 余裕スペースの有効活用 ・ 計画的な予防保全による長寿命化
7-1. 高齢者福祉施設 (デイサービスセンター)	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 民間活力の導入を検討 ・ 計画的な予防保全による長寿命化
7-2. 児童福祉施設 (放課後児童クラブ)	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な予防保全による長寿命化
7-3. 保健施設 (保健センター)	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な予防保全による長寿命化

8 医療の確保

① 医療の確保の方針

誰もが平等に安心して医療機関を受診できる環境と体制を確保するため、医療機関への積極的な支援を行うほか、重症化や高度な治療が必要な場合に備え、近隣市や圏域と連携して医療体制・救急体制の確保と強化に努めます。

町民自ら健康管理を行い、疾病予防意識の醸成を図るとともに、疾病の早期発見に向けた検診等の提供に努めます。

② 必要な施設及び設備の整備

誰もが安心して医療を受けられるために、日中夜間を問わず、中核病院及び診療所等あらゆる診療科目が受診できる医療の体制整備に努めます。

③ 医師等の確保

誰もが安心して医療を受けられるために、中核病院及び診療所等のあらゆる診療科目が受診できる医療の体制整備が必要であり、対応する診療科目の医師の確保が必要です。

中核病院であっても医師が不足している現状から、専門的な診療科目の場合は町外または県外の医療機関に頼らざるを得ない状況であり、安心して医療を受けられる体制の確保に努めます。

④ 定期的な巡回診療及び医療機関の協力体制の整備

高齢者数の増加に伴い、要介護者の中でも自ら移動できない高齢者の増加に伴い、巡回診察等が必要不可欠となります。町内の医療機関と連携し、誰もが安心して医療を受けられる体制づくりが必要です。また、高度医療等に関しては、かづの広域連携はもとより、北東北三県においても救急体制の整備の確立が望まれることから、今後広域連携のネットワーク形成を図ります。

(1) 現況と問題点

① 必要な施設及び設備の整備

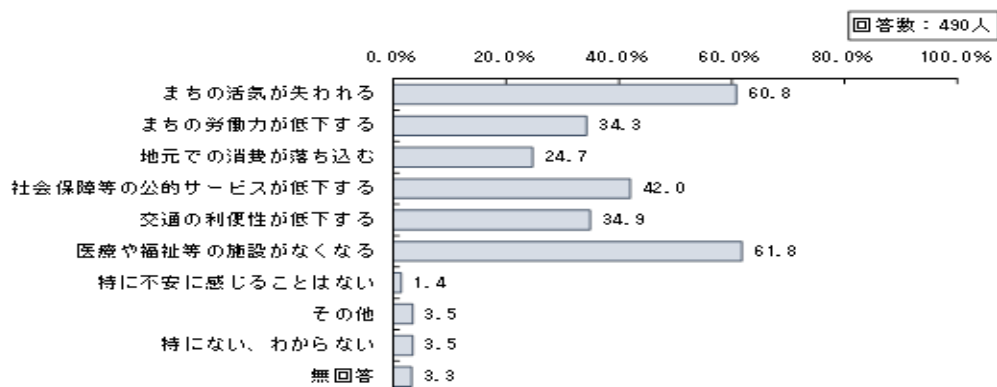
本町の医療は、民間の無床診療所及び民間の歯科診療所、町立の歯科診療所と、高度医療に関しては鹿角市や大館市に所在する総合医療機関に委ねられています。したがって、多くの患者が町内唯一の診療所に依存し、受診者や医師にとって過密な医療環境となっています。このことから、自らの健康を自らで守るといった健康づくりについて、周知・啓発する必要があります。しかしながら、現代の社会生活の多様化により疾病構造が変化してきており、また生活習慣病が増加傾向にあり、さらに急速な高齢化により高齢者医療の増加も見込まれることから、医療体制の充実が求められています。特に少子化対策として安心して産み育てられる環境の整備が求められています。

令和元年の行われたまちづくりアンケートの結果で、「人口減少社会に感じる不安なこと」として、第一は「医療や福祉等の施設がなくなる」であり、「まちの活気が失われる」、「社会保障等の公的サービスが低下する」を上位に挙げています。

やはり、町に医療機関や福祉施設がなくなることは、町民にとって一番の不安であり、今後町の重要な取り組みとして推進していく必要があります。

また、町立の歯科診療所では施設とともに、医療設備も老朽化し、施設改修や診療ユニットの交換等が必要となり、今後の経営維持への影響等が懸念されています。

図表 6 人口減少社会に感じる不安



② 医師等の確保

少子化対策として安心して産み育てられる医療体制の整備が求められているにもかかわらず、産婦人科や小児科等の診療科目が町内に存在せず、鹿角管内においても婦人科の常勤医師の不在等、特定診療科目が不足する現状にあります。また、鹿角地域では医師の充足率が低く、町民の安全・安心な生活を確保するうえで、地域医療の確保は大きな課題となっています。

医師不足は診療体制の質的向上に大きな影響を与えていることから、町民が安心して受診できる医療体制を構築するため、地域医療を担う医師の確保が急務となっています。

③ 定期的な巡回診療及び医療機関の協力体制の整備

誰もが安心して医療を受けられる体制が必要であり、十和田湖地区に関しては、遠隔地であるとともに多くの観光客が訪れることから、青森県十和田市立十和田湖診療所と連携して協力体制を整備しているため、今後も継続して支援をしていく必要があります。

また、少子化や高齢化が進行する中での保健、福祉、医療機関との連携、町内の診療機関と広域圏等でのネットワークの形成が必要であります。さらに、専門的または高度医療については、町外の医療機関に頼らざるを得ない状況にあり、診療科目の不足や医師不足等広域的な課題が山積する中で安心して医療を受けられる体制の整備が急務となっています。北東北圏域では、高度医療や救急医療体制等の広域連携の取り組みが一層必要とされています。

(2) その対策

① 必要な施設及び設備の整備

町民が安心して適切な医療を受けられる環境と体制を確保するため、町内に存する診療所等の施設や医療機器・設備更新の支援を充実させるほか、町立の歯科診療所では、老朽化している診療ユニット等の設備更新を進め、医療の充実を図ります。

また、かづの厚生病院や上十三・十和田湖広域定住自立圏による十和田湖診療所の運営支援等を行い、地域医療の体制確保及び推進を図ります。

② 医師等の確保

喫緊の課題である医師確保については、医師不足の実態や高齢化の進行等を考慮し、在宅当番医や高度医療など、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師の確保に努めます。

また、鹿角市と連携して、鹿角地域の中核病院であるかづの厚生病院が、中核病院の機能を維持するため、医師確保対策に要した費用について支援するとともに、岩手医科大学に寄付講座を設置し、地域医療連携と医師派遣体制を確保し、安心して医療を受けられる体制づくりをします。

③ 定期的な巡回診療及び医療機関の協力体制の整備

医師の確保とともに、かづの厚生病院や十和田湖診療所の運営支援、既存の地域医療体制の充実に努めます。特に、鹿角地域の課題である産婦人科の医師確保対策への支援を行います。このほか、地域医療については、大学の医療推進学講座に対する寄附を行い、医療体制の充実に向けた取り組みを推進します。

また、多様化する疾病における救命率の向上を図り、安心して小坂町で暮らし続けられるように、広域圏での救急医療体制及び高度医療機関の運営を支援します。

④ 対策の目標

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
地域の医療機関・診療体制満足度	－ %	40.0%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(2) 特定診療科 に係る診療施設 診療所	歯科診療所整備事業 診療ユニット 4台	町	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別事 業 民間病院	医師確保対策事業 ①事業の必要性 鹿角地域では医師の充足率は低くな っており、町民の安全・安心な生 活を確保する上で、地域医療の確保 は大きな課題となっている。 ②具体の事業内容 鹿角地域の中核病院であるかづの 厚生病院が、中核病院の機能を維持 するため医師確保対策に要した費用 について支援するとともに、岩手医 科大学に寄附講座を設置し、地域医 療連携と医師派遣体制を確保する。 ③事業効果 支援や寄附講座の充実により医師 が確保され、町民が安全・安心な医 療サービスを受けられることができ る環境が確保されることから、将来 にわたり持続可能な地域が形成され る。	町・医療 機関	補助金

	(4) その他	救急医療等支援事業（ソフト）	町・医療機関	補助金
		十和田湖診療所運営支援事業（ソフト）	青森県 十和田市	負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針に基づき整合性を図りながら計画的に実施していきます。

医療施設

分類	施設数	管理基本方針
8-1. 医療施設 (歯科診療所)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・計画的な予防保全による長寿命化

9 教育の振興

① 教育の振興の方針

学校教育においては、子どもの個性に応じた教育、生きる力を育む教育の充実に努め、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを推進します。

社会教育については、地域や世代を超えて集い、学び、語り合い、生き生きとした活動・交流ができるよう生涯学習活動やスポーツ活動の充実に努め、町民が生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも自由に学習する機会を選択し学ぶことができる総合的な生涯学習の基盤整備を図ります。

生涯スポーツについては、町民の健康増進と体力の向上を目指し、健康で活力のあるまちづくりと生涯にわたるスポーツの振興・充実に努めます。

② 学校施設や集会施設、体育施設、図書館、その他の社会教育施設等の整備

学校施設等については、防災や耐震化のための小学校の設備・外構改修を行い、将来にわたり持続可能な施設を整備し、安全の確保に努め、学校、家庭、地域の連携と協力により、子どもたちの成長を支えていく活動が展開され、自由に学ぶ機会と安全な場所を提供し、仲間づくりの拠点として多くの町民に活用されるような施設や環境づくりを目指します。

幼児から高齢者まで生涯において楽しみながら自分の能力を伸ばすとともに、様々な学習機会を通じて豊かな人間性を育む社会教育施設等の整備は予防保全による長寿命化を目指し計画的に進めていきます。

生涯スポーツについては、世代に応じた健康づくりなど、多様な町民ニーズに対応した生涯スポーツの推進に取り組むとともに、現存する施設の有効活用と長寿命化に向けた施設・設備などの整備に努め、地域の持続的発展を目指します。

③ 教職員の配置や通学支援

児童生徒の発達段階に応じた教育活動を展開し、きめ細かな教育サポートにより、支援を必要とする児童生徒に対する適切な教育を進めます。

また、少子化による児童生徒の減少に伴い、小学校3校、中学校1校が小坂小学校、小坂中学校へと統合となり、遠距離からの通学を余儀なくされたため、児童生徒への配慮及び保護者の負担軽減のため通学手段の支援体制の充実を図ります。

④ 子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興

国が進めるGIGAスクール構想に基づき整備された1人1台の端末や、高速大容量の通信ネットワーク等を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるなどの教育活動の一層の充実を図ります。

情報モラル教育を組織的・計画的に進めるとともに、各学年段階を通してプログラミング教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を体系的に育成します。

⑤ 過疎地域の特性に応じた学校教育・社会教育の充実及び生涯学習の振興

地域の特色を生かした小中一貫教育の取り組みにより、児童生徒の発達段階に応じた教育活動が展開され、児童生徒一人ひとりが本町に愛着と誇りを持つことができるよう、本町独自の教育環境の整備を進めるとともに、きめ細かな教育サポートにより、支援を必要とする児童生徒に対する適切な教育の充実に努めます。

子育て中の人などを対象とした子育て・孫育て・親育て講座等の研修の充実にも取り組み、町民がお互いに指導者、受講者となり、明るく豊かで活力ある町を目指すとともに、町民の生涯学習の成果がまちづくりの場面で活用されるよう高齢者・若者が自主的、積極的に学ぶ姿を育成します。

また、各種スポーツイベントの開催により、にぎわいのある町となり、年齢や性別を問わず、スポーツを通じて心身ともに健康で充実した生活を目指します。

⑥ 過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を生かした教育機会の提供

農山村の地域特性を生かした宿泊体験等を通して、首都圏の子どもたちにも過疎地域の特性を体験してもらえ環境づくりが必要であり、農山村での体験型の教育旅行等の学習の機会を設けるなど、将来、児童生徒がU・I・Jターンを考える契機となるような体制づくりを推進します。

(1) 現況と問題点

① 学校施設や集会施設、体育施設、図書館、その他の社会教育施設等の整備

本町の学校教育は、平成13年度に川上小学校、平成22年度に十和田小中学校、平成24年度

に七滝小学校が閉校し、小学校は小坂小学校 1 校、中学校は小坂中学校 1 校の 2 校体制となりました。平成 25 年度からは、小坂中学校を移転して小坂小学校と接続し、小坂町新総合教育エリア構想に基づき、小中一貫教育を開始しています。学校施設に関しては、防災や耐震化のため、小学校の設備及び外構の改修が必要です。

交流センターは、町民の学習活動施設、コミュニティ施設であるとともに、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所として、地域の人たちとの交流の場、体験活動の場であり、世代を超えた町民の生涯学習拠点です。また七滝公民館と川上公民館が地区公民館として設置され、十和田湖地区・上向地区には小坂公民館十和田分館、同上向分館があり、それぞれの地域の特色を生かした活動を推進しています。川上公民館及び小坂公民館十和田分館の建物は、以前旧川上小学校・旧十和田小中学校を利活用し使用していましたが、建物の老朽化や耐震補強が必要な建物であったこと等により、川上公民館は新築、十和田分館は大川岱自治会館内に移動し活動しています。旧川上小学校や旧十和田小中学校については、今後施設の解体等が必要となりますが、多額の費用が見込まれるため、新たな課題となっています。

また、旧小坂幼稚園についても同様に建物の老朽化が著しいため、施設の解体が必要です。

生涯スポーツについては、豊かな生活環境の中で、健康や体力の向上といった健康増進のための生涯スポーツに対する気運が高まってきており、町民総参加のスポーツとして取り組んでいくためには、誰もが気軽に参加できるスポーツの普及やニーズに対応したスポーツ空間の確保が必要です。

しかし、ニーズの多様化や高度化によって指導者と環境が不足しており、人材の育成と施設の確保が求められています。また、人口減少や少子高齢化によってスポーツ団体の組織力も低下してきていることから、スポーツによって町の活力を高めるためにも、人材の育成と競技力の向上が必要です。

社会教育施設やスポーツ施設は老朽化が見られる施設が多く、今後大規模改修の必要な施設と長寿命化のための予防保全が必要な施設が大半を占めています。しかし、これらの施設は町民の活動拠点となる重要な施設であり、持続可能な地域の発展には欠かせません。施設改修は、費用の増加が懸念されますが、防災機能の強化とユニバーサルデザインを勘案した改修に取り組み、休廃止施設については、有効利用または処分を推進し、運営形態の改善及び施設総量の削減に努める必要があります。

② 教職員の配置や通学支援

人口減少・少子化により児童生徒数の減少が予想されることから、地域の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、きめ細かな教育サポートにより、教育活動の一層の充実を目指し、集団の中で誰もが平等に教育を受けられる環境整備が必要です。

また、十和田小中学校、川上小学校、七滝小学校の閉校に伴い、十和田湖・川上・七滝地区の児童・生徒への公平な教育機会の提供、また、集団での学習による教育環境の向上を図るため、通学に伴う交通の確保が必要となっています。

③ 子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興

学校施設では一人 1 台の端末が整備され、ICT を活用した教育活動の充実を図るためには、教員が行う授業や校務における ICT 活用をサポートする支援員等が必要となっています。

個々の習熟度に合わせた利用や支援が必要で、情報モラル教育を組織的・計画的に進めていく必要があります。

また、タブレットやデジタル教科書、パソコン等情報通信技術をうまく活用し学力の向上に努める必要があります。

④ 過疎地域の特性に応じた学校教育・社会教育の充実及び生涯学習の振興

本町では、「小中一貫教育の推進」、「確かな学力の育成」、「夢や希望、志を育む教育の充実」等を学校教育の重点目標としており、学習指導要領においても「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成する調和のとれた「生きる力」を育む教育が求められています。これらの目標を達成するためには、過疎地域の特性に応じた教育、循環型社会の構築を目指す本町の特性を生かした教育、子育て支援の観点からきめ細かな教育支援などが必要です。

社会構造や雇用環境が急速に変化する中で、学校等で学習する内容、育まれる資質や能力が社会に出てから生かせるよう、教育活動の一層の充実が求められます。

本町では、平成25年度から小中一貫教育を開始し、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小中学習共通スタイル「小坂スタンダード」を基に対話的な学びの充実を図り、思考力・表現力を身につけるような授業構築に取り組み、確かな学力の育成に取り組んでいます。

また、ふるさとキャリア教育を推進し、過疎化が進む町の担い手育成にも取り組んでおり、地域の一員として地域を支え、地域で活躍できる人材の育成に向けて、郷土愛や社会に貢献しようとする意識を高めていくため、より一層地域と連携した教育活動の充実が求められます。

本町には、秋田県立小坂高等学校があり、環境技術科を設置し、特色ある教育活動を展開してきましたが、少子化等により生徒数が減少し、第7次秋田県高等学校総合整備計画による学校統廃合では令和6年度に鹿角3校が統合する計画となっています。小坂高等学校は、若者の定着による地域の活力を担うとともに、地域でのボランティアなど社会活動や地域文化の振興に貢献するといった地域にとって重要な存在です。統合までは、魅力的な高校としての運営を支援し、統合後の町内高校生の通学支援など今後の検討が必要です。

生涯学習では、幅広い年齢層に向けた講座を行い、学ぶ機会と場の提供に取り組んでおり、引き続き、時代の変化に対応した生涯学習推進体制の機能を強化するとともに健康・福祉政策分野との連携や効率的な推進とともに学びの場の提供を行っていくことが求められます。

また、学びの成果を町民へ循環させていくために、地域やサークル等の中心となる人材の育成につながるよう取り組んでいますが、人口減少や高齢化により、既存サークルの廃止や組織の会員の減少が目立ちます。

各種学習団体やサークルの活動を活性化するためには幅広く人材を確保するとともに、指導者の養成など学習支援も必要です。

生活や価値観が多様化している中で、地域の教育力を低下させないためにも、新・放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）等による児童生徒の健全育成を進めるとともに学校・家庭・地域が連携した子育て支援体制づくりが必要です。

また、図書館は日常生活の中で気軽に利用できる生涯学習施設でもあるため、児童生徒の自主的な学習の場としても重要であり、蔵書の充実や図書検索ネットワーク化を図るなど、町民ニーズに応えることのできる図書館サービスを提供する必要があります。

⑤ 過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を生かした教育機会の提供

過疎地域が抱える問題解決のため、農山村の良さを体験してもらえよう環境づくりが求められています。首都圏等に居住する子どもたちをそれぞれの地域で受け入れ、地域の特性を生かした宿泊体験等の機会の創出が必要であり、県や周辺市町村とも連携しながら、受け入れ態勢を推進していく必要があります。

表 6-1 (1) 児童・生徒の推移

区分	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度	平成30年度	令和2年度
小学校	人 405	人 356	人 326	人 292	人 219	人 180	人 163
中学校	230	195	172	136	144	107	83
計	635	551	498	428	363	287	246

資料：学校基本調査

表 6-2 (2) 高校の生徒数の推移

区分	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度	平成30年度	令和2年度
小坂高校	人 463	人 394	人 243	人 254	人 137	人 135	人 106
鹿角管内の高校	1,691	1,466	1,141	1,086	865	741	628

※鹿角管内の高校には小坂高校も含まれる。

資料：学校基本調査

(2) その対策

① 学校施設や集会施設、体育施設、図書館、その他の社会教育施設等の整備

学校施設に関しては、児童生徒の安全・安心な教育環境を守るためにも防災や耐震化のための環境整備が必要で、学校施設及び施設設備また外構においても予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。なお、学校施設のうち統廃合及び複合化したことにより使用されなくなった学校プールについては、老朽化のため、廃止処分し、施設総量の削減に努めます。

また、新総合教育エリア内の社会教育施設を小中一貫教育に有効活用するとともに、教育施設・設備の整備を行い、地域に開かれ、地域と一体となった学校づくりを進めていきます。

社会教育については、生涯学習の理念を念頭に置き、町民の学習意欲の高まりやニーズに積極的に対応し、町民の生きがいと心の豊かさを形成するために、様々な学習機会の提供、自主的な学習意欲の醸成に努めます。小坂町交流センターは生涯学習施設であり、子どもの健全育成を推進しながら子どもから大人まで誰もが交流できる町民の交流の場でもあり、誰もが利用しやすい施設を目指し、地域のニーズに応じた改修整備に取り組み、学習拠点として質の向上にも努めるとともに、子どもたちの安全・安心の確保、町民の利便性及びユニバーサルデザインに即した環境整備を行います。

地区公民館として活用されてきた旧小坂公民館十和田分館（旧十和田小中学校）、旧川上公民館（旧川上小学校）及び旧小坂幼稚園（陶芸教室）は老朽化が著しいことから、いずれも廃止処分とし、施設総量の削減に努めます。

その他の施設に関しては、生涯学習や地域の交流拠点として、また災害時における住民の避難場所としての機能も求められることから、危険箇所や老朽箇所の整備を行うとともに、町民のニーズを捉えた生涯学習機能の充実を図るための整備を行います。

図書館は、町民の読書への楽しみと教養を高める施設として蔵書の充実はもちろん、インターネット蔵書検索や県内公共図書館同士の横断検索の導入によりだれもが利用しやすい図書館づくりに努め学校読書センターとの連携も図ります。

スポーツ施設に関しては、スポーツ少年団をはじめとする体育団体の活動によるスポーツの普及とレベルアップを図るとともに、総合型スポーツクラブの小坂町スポーツクラブと連携し、町民のニーズに合った活動を推進するため、安全・安心な環境整備・施設設備の充実を図り、持続可能な地域づくりを目指します。

② 教職員の配置や通学支援

児童生徒の発達段階に応じた教育活動を展開し、きめ細かな教育サポートにより、支援を必要とする児童生徒に対する適切な教育を図るため、教職員のほかに特別支援教育支援員を配置します。

十和田湖、川上、七滝地区の児童生徒に対しては公平な教育環境を提供し、遠距離通学による負担軽減を図り、保護者の経済的支援を目的に通学のための交通手段の確保及び助成を継続します。

③ 子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興

児童生徒の能力・特性に応じた教育、双方向性のある教育、多様な方法による学習を推進するためにパソコンやタブレットパソコンを小中学校に整備するとともに、ICTを活用した教育活動の充実を図るため、教員のほかにICT支援員等を配置し、個々の習熟度に合わせた多様な方法による学習を推進し、情報モラル教育を組織的・計画的に進めていきます。

また、タブレットやデジタル教科書、パソコン等ICTの活用を更に進め、デジタル社会に対応できる人材育成及び学力の向上に努めます。

④ 過疎地域の特性に応じた学校教育・社会教育の充実及び生涯学習の振興

小坂町の地域の特色を活かした小中一貫教育として、教諭等の兼任発令により、学校教育目標を小中学校全教職員が共有し9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小中教員の協働による指導改善、小中教員の相互乗り入れ授業、合同研修による指導力向上、小学校高学年の教科担任制の導入、小中合同行事による児童生徒の交流を実施します。

また、国際的視野を広げ、国際社会で主体的、創造的に行動できる人材を育成するため、中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し小学校1年生から中学校3年生までネイティブスピーカー（母国語として話せる人）による外国語活動・英語授業を実施するとともに、国際交流

員や日本語学校生徒等との交流を通じて英語教育の強化と国際理解教育の推進及びグローバルな人材育成を図ります。

誰もが平等に教育を受けられる環境を整えるため、家庭や関係機関との連携を深め、支援を必要とする児童生徒の特性に応じた支援を行うほか、学校授業以外での児童生徒の学習を支援するため、民間学習塾が指導に当たる学習教室を実施し、学習習慣の定着と学力向上を図るほか、子育て世帯の負担軽減のため、学校給食費助成や経済的理由で修学が困難な生徒や学生に対する奨学資金の貸与を実施し、高校・大学等を卒業後、町内に定住して奨学金を返還する方に対し奨学金返還の助成を行うなど教育支援の充実に努めます。

地域の一員として地域を支え、活躍できる人材の育成に向け、郷土への理解と愛着を深め、情操を高めるためにもふるさと教育を推進し、小中学校においても郷土学習のカリキュラムを設け、郷土の歴史や自然、文化や郷土芸能など学習し、故郷に誇りを持てるような人材を育成します。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、家庭、地域住民、企業等の地域資源を積極的に活用した学校教育にも取り組みます。

小坂高等学校については、第7次秋田県高等学校総合整備計画による学校統廃合により、令和6年度から鹿角3校が1校に統合予定ですが、特色ある学校として引き続き電気工事士、英語検定などの各種資格取得に対して支援を行い、統合後については高校通学者に対する支援の在り方を検討します。

また、十和田湖地区の児童生徒に関しては、保護者の意思を考慮して隣接する十和田市に上十三・十和田湖広域定住自立圏による教育事務の委託を実施し、効果的効率的な教育サービスを提供します。

交流センターや地区公民館、図書館・郷土館等の学習拠点については、施設の整備、充実に努め、幅広い年齢層に向けた様々な内容の講座を開設し、青少年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育の充実に努め、生きがいと学ぶ意欲を醸成するとともに、地域社会づくりや家庭教育等を推進し、社会教育の学習活動の中心となる人材の発掘と育成に取り組み、生涯学習奨励員や地域ボランティア等社会に貢献する人材を育成します。

スポーツに関しては、スポーツ・レクリエーション活動の普及を図りながら、誰でも親しみやすいスポーツ事業を推進し、アカシアスプリント大会等、スポーツイベントの開催により、活力あるまちづくりと交流人口の拡大を図ります。体育協会やスポーツ少年団などの体育団体の運営を支援するとともに、指導者や団体の育成と競技力向上に努めます。

また、町民の健康増進のために保健部門と連携し、誰でも参加しやすい運動教室を開催し、幼児期から体を動かす遊びや様々な運動に親しむ機会を通し、子どもたちの運動習慣形成を図ります。

⑤ 過疎地域の区域外に居住する子どもへの過疎地域の特性を生かした教育機会の提供

農山村の地域特性を活かしたグリーン・ツーリズムや宿泊体験としての農作業など、首都圏の子どもたちに農山村での体験型の教育旅行等の学習の機会を設け、過疎地域からの脱却を目指す人材の育成、体制づくりを推進します。

⑥ 対策の目標

項目	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
学校評価の児童生徒アンケートで「授業に対する意欲」が「十分にある」と回答した割合	53%	60%
公民館利用者数	15,070人	22,200人
体育施設利用者数	37,673人	48,300人
社会体育認定団体数	20団体	20団体

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小坂小学校設備整備事業 小坂小学校設備改修事業	町 町	
	その他	小坂小学校外構改修事業	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	川上公民館耐震改修事業 七滝公民館改修事業 交流センター改修事業	町 町 町	
	体育施設		町	
		向陽体育館改修事業	町	
		野球場改修事業	町	
		記念競技場改修事業	町	
		中央公園テニスコート整備事業	町	
		みんなの運動公園整備事業	町	
		屋内温水プール整備事業	町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業			
	義務教育	小中学校 I C T環境整備事業 ①事業の必要性 情報化社会の進展に伴い、児童生徒が情報及び情報手段を適切に選択し活用する能力を高める必要がある。 ②具体の事業内容 小中学校にパソコン及び移動用タブレットパソコンを整備する。	町	

	<p>③事業効果 ICTを活用することで、発達段階に即した情報モラル教育の充実を図り、学びやすい環境を整えることができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>		
	<p>学校給食費助成事業 ①事業の必要性 学校教育に関する保護者の負担を軽減するため、学校給食費の助成をする必要がある。 ②具体の事業内容 児童生徒の学校給食に係る経費の一部を助成する。 ③事業効果 保護者の経済的負担を軽減することにより、児童生徒が心身健全で、安心して教育の充実を図ることができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町	
	<p>通学バス運行事業 ①事業の必要性 学校統合により遠距離通学となる児童生徒に対する通学手段の確保と通学費の支援が必要である。 ②具体の事業内容 児童生徒の通学手段となるスクールバスの運行並びに運賃・通学費を補助する事業 ③事業効果 保護者の通学に関する経済的負担の軽減及び児童生徒の安全を確保することができ、安心して教育を受けられる環境の整備により、地域の持続的発展に資する。</p>	町	
(5) その他	学校生活サポート事業(ソフト)	町	
	小中学校ICT活用支援事業(ソフト)	町	
	学校給食事業(ソフト)	町	
	小坂エリア学習教室事業(ソフト)	町	
	奨学資金貸付事業(ソフト)	町	
	小中一貫教育研究事業(ソフト)	町	
	放課後子どもクラブ推進事業(ソフト)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針に基づき整合性を図りながら計画的に実施していきます。

町民文化・社会教育系施設

分類	管理基本方針
1-1. 集会施設 (コミュニティセンター、自治会館)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・稼働率の低いスペース利用形態見直し ・計画的な予防保全による長寿命化
2-1. 図書館 (小坂図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・稼働率の低いスペース利用形態見直し ・計画的な予防保全による長寿命化

スポーツ・レクリエーション系施設

分類	管理基本方針
3-1. スポーツ施設 (競技場、プール、体育館)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用 ・計画的な予防保全による長寿命化

学校教育施設

分類	管理基本方針
5-1. 学校 (小坂小学校、中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・稼働率の低いスペース利用形態見直し ・計画的な予防保全による長寿命化

10 集落の整備

① 集落の整備の方針

集落は、本町のまちづくりを形成するコミュニティ組織であり、また、過疎地域における美しく風格のある国土を形成するものですが、人口の減少、少子高齢化、都市部との生活格差による若年層の流出などにより、集落全体の活動機能が低下し、連帯感と互助精神が希薄化しています。住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくために、利便性や快適さを備えた生活環境の形成は重要であり、本町の魅力とまちへの愛着を育み自然と共生する暮らしの基礎となる地域づくりとコミュニティ意識を高め、持続可能な地域づくりを進めます。また、社会的共同生活の確保と集落の自立と活性化に向けた支援を行い、地域のコミュニティの維持を図ります。

② 基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備

少子高齢化を背景とした人口減少社会の進行は、生活様式の多様化などによる住民と地域社会との関わりが薄れ、今後のまちづくりにおいても世帯や地域での支える力の低下が懸念されます。そこで、地域固有の課題への対応と地域活力の向上を図るためにも、家庭や地域社会における支え合いのあり方や地域課題に主体的に取り組み、単独の集落だけでは解決できないことは集落の枠を越えて広い範囲で相互に取り組む新たなまちづくりをけん引する担い手の育成

を行うなど、世代を超えて住民同士が緩やかにつながる場や、地域コミュニティの維持に努めます。

③ 集落の適正規模及び配置、集落支援員の配置

人口減少や高齢化による担い手不足により、集落の自治会活動や生活などに支障を来すなど、様々な課題が蓄積しています。今後は、必要により集落単位ではなく複数の集落からなるコミュニティ生活圏等を形成し、各集落が連携して地域の課題解決に取り組めるような支援を推進します。

また、国の補助制度を活用し集落支援員を配置するなど、小さな拠点づくりを推進し、住民が安心して生活できるとともに集落の活性化を目指します。

(1) 現況と問題点

① 基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備

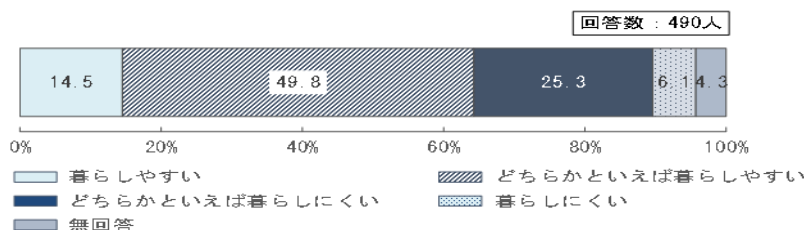
人口減少及び高齢化が進行する本町では、担い手が不足し自治会や各団体等の活動だけではなく、コミュニティ維持にも支障を来しています。多様化する社会の中で、町民が幸福に暮らしていくためのニーズを満たすためには、行政の役割のほか、町民自らが自発的な取り組みを行うとともに、地域で支え合う仕組みづくりを行うことが不可欠になってきています。住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくための地域コミュニティの維持施策が必要です。

また放置された農地や空き家などにより、美しい農村風景が失われつつあり、高齢化対策や社会的共同生活を確保するためには、生活基盤の向上、集落における互助の醸成が必要となります。

令和元年度のまちづくりアンケート調査結果では、「まちの暮らしやすさ、定住意向」では、6割が「暮らしやすい」、7割が「ずっと住む、転出の意向なし」と回答し、過半数の町民が、暮らしやすく、住み続けたいという結果になっており、今後も住んでいて良かったと思えるような魅力を創り出し、それを情報発信するとともに、いざというときにも必要な支援を受けられる自立した生活が可能な地域づくりが必要です。

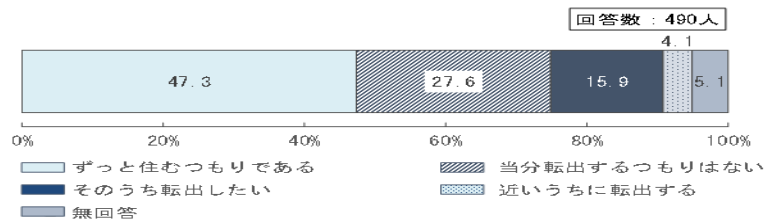
また、集落のコミュニティセンター等の集会施設は、老朽化による補修や多様な人びとのニーズに合わせた施設整備も必要です。

表7 暮らしやすさ



図表 8

定住意向



② 集落の適正規模及び配置、集落支援員の配置

人口減少や高齢化により、自治会の活動等に支障が出始めている状況であり、担い手不足が懸念されます。今後は、集落単位だけでなく複数の集落からなるコミュニティ生活圏なども検討していく必要があります。旧小学校区単位などでの連携した取り組みが求められ、集落支援員等の配置も検討し、地域が安心して元気に暮らせる地域づくりが必要です。

(2) その対策

① 基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備

地域の自治会活動や地域活性化事業に積極的に参加し地域のにぎわいづくりに貢献する町民を増やし、多様な世代を受け入れる態勢づくりと地域コミュニティ活動を支援し、地域のつながりや支え合いを育むことにより地域を活性化させます。

また、本町を「ふるさと」として関わりを持つ都市圏居住者との関係を拡大・深化させ、町民に限らない地域活性化の担い手を創出するなど関係人口の増加に取り組むとともに、地域の課題に対して自治会と行政とが連携を取り、情報を共有しながら協働で地域問題を解決し、地域が支え合う自主的な活動を支援します。さらに複数地域によるコミュニティ生活圏の形成を目指し持続可能な地域づくりを進めます。

活動拠点となるコミュニティセンター等の施設は、集落の活性化と、地域の互助と地域福祉の向上を図るため、長寿命化・バリアフリー化のための施設整備や整備助成を行い、地域の生活基盤の維持を支援します。

② 集落の適正規模及び配置、集落支援員の配置

集落単位でできないことも、複数地域によるコミュニティ生活圏の形成を目指し、周辺市町村と連携し、高齢者が安心して地域で暮らすことができる地域公共交通の整備、生活水準向上のための生活基盤の整備とともに持続可能な地域づくりを進めます。

また、町民と行政が同じ問題意識を持ち、町民と行政との協働によるまちづくりを推進し、地域やNPO法人が行う地域活性化事業に対して地域づくり交付金による支援を行うほか、積極的な地域づくりと集落活性化への人材育成を図るため、集落支援員の活用についても検討するとともに、地域等での暮らしを守るため、地域を支える組織が行う共同購入・個別宅配等の移動の支援、ICTを利用した見守り活動や地域運営組織の法人化に向けた小さな拠点活動を支援します。

③ 対策の目標

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
地域課題の解決・地域活性化に取り組んだ事業数(累計)	0件	12件
新たなコミュニティ生活圏の形成数	0件	2件

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	コミュニティセンター整備事業	町・自治会	補助金
		みんなの地域づくり事業(ソフト)	自治会	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針に基づき計画的に実施していきます。

町民文化・社会教育系施設

分類	管理基本方針
1-1. 集会施設 (コミュニティセンター、自治会館)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・稼働率の低いスペース利用形態見直し ・計画的な予防保全による長寿命化

1 1 地域文化の振興等

① 地域文化の振興等の方針

本町には先人が築いた多くの文化と歴史があり、これら地域に残された貴重な文化を保護・継承するとともに、地域の資源として他の分野との連携を図り、本町独自の文化として発信していきます。また、地域文化の拠点となっている施設や設備についての適正規模及び予防保全による長寿命化等についても検討していきます。

② 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成

地域文化の拠点である小坂町立総合博物館「郷土館」や国の重要文化財である康楽館等建物の保存を図るほか、町の文化財に関心を持つ町民を増やすとともに、地域に伝承されてきた郷

土文化の保存に努めます。また、民俗芸能等については、伝承等継承者の育成に地域の歴史や文化への理解がある町外者の取り込みも行い、後世に引き継いでいきます。

(1) 現況と問題点

① 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成

本町には貴重な文化財や民俗芸能が受け継がれており、収集、保存に加え、伝承活動にも努めていますが、少子高齢化の進行により、人材の不足や活動の停滞が危ぶまれています。

地域の歴史に根ざした文化財を観光資源として活用しつつ、専門知識を有する人材を育て、地域や団体と連携して調査や記録保存を行うなど、後世に伝えるために適切に保護していくことが重要です。

特に、国の重要文化財である康楽館や小坂鉱山事務所、また登録有形文化財である天使館や小坂鉱山病院記念棟、旧小坂鉄道小坂駅等は、日本の近代化を支えた産業遺産として後世へ受け継ぐために建物の保存・維持を確実に行わなければなりません。同じく県指定文化財である旧工藤家「中小路の館」は農村部における民俗文化の継承・展示施設として重要なものであり、保存整備と利活用の推進が必要です。

地域文化の拠点である小坂町立総合博物館「郷土館」は、歴史を学べる場として大きな役割を担っており、入館者数は年々増加傾向にあります。施設内の展示等のリニューアルや今後の施設の整備、適正規模及び長寿命化対策等の検討が必要です。

また、郷土文化として、小坂七夕祭や大太鼓、権現舞や虫送りなどがあり、地域で郷土文化の保存や復活に取り組んでいますが、伝承者の高齢化、郷土に対する意識の希薄化から、継承が困難になってきています。このため、農山村に残された日本の伝統文化を伝承する取り組みとして、継承者の育成などにより、後世に引き継いでいく必要があります。

地域の歴史や文化に対して理解を深めるとともに、各種団体と連携しながら有形・無形の文化財の保護に努め、民俗文化や民俗芸能の後継者育成、地域の歴史や文化への理解を深める機会づくりが必要です。

(2) その対策

① 地域に伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成

本町は鉱山の町として特徴ある産業発展を遂げており、鉱山関連の近代化産業遺産が数多く残されています。これらを本町の郷土文化として町民の理解を高めるとともに、重要な文化財として保存・活用を図ります。そのために民俗資料、埋蔵文化財資料の展示施設など、文化財の保存・活用のための適切な施設整備等を行うとともに、SNS等のツールを用いた啓蒙活動やふるさとキャリア教育を通じて、町民の意識向上を図り、文化の啓蒙を目的として、子どもたちが文化財や伝統芸能に触れる機会を増やすため、学校活動にも積極的に取り入れ、将来の担い手育成につなげます。

また、町由来の文化人の紹介、町の歴史や文化への理解と関心が深まるような講座を行い文化財保護への理解と、郷土館や近代化産業遺産群をはじめとした文化財を紹介できる人材を養成します。

さらに、地域資源として観光など他の分野や周辺市町村との連携により地域振興に結びつけるとともに、本町の文化を内外に発信し文化財や郷土文化の継承に生かします。

地域文化を展示する小坂町立総合博物館「郷土館」や旧工藤家「中小路の館」は、計画的な維持補修に努めるとともに、展示の充実・整備を行い、郷土文化の学習の場としてふるさと教育や生涯学習への利活用を図り、郷土館の入館者数の増加、特別展・企画展の開催を推進します。

また、地域の文化として鉾山建築物の景観を保存するとともに、過疎地域特有の美しい農山村風景も保護していきます。

小坂七夕をはじめとした郷土文化を保護するとともに民俗芸能保存のために補助金等を支給するほか、途絶えた郷土文化の掘り起こしや復活を行い、後世に引き継ぐべき大切な郷土文化として継承や後継者の育成を図ります。

これまで本町は多くの芸術家を輩出してきたことから、偉大な先人の業績を振り返るとともに、町民が行う文化的、芸術的な活動に対し支援を行い、町民が身近に芸術に触れる機会を設け、芸術の振興及び普及を図ります。

図表 9

郷土館入館者数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
郷土館入館者数	2,956	3,204	3,820	3,509	4,088

資料：小坂町事務報告

図表 10

特別展・企画展開催回数

単位：回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別展・企画展開催回数	3	4	4	4	3

資料：小坂町事務報告

② 対策の目標

項目	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
郷土館入館者数	2,382人	4,200人
特別展・企画展開催回数	3回／年	4回／年

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等			
	地域文化振 興施設	郷土館整備事業	町	
	(3) その他	芸術文化団体支援事業(ソフト)	芸術文化 団体	補助金
		郷土館特別展実施事業(ソフト)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針に基づき整合を図りながら計画的に実施していきます。

社会教育系施設

分類	管理基本方針
2-2. 博物館等 (郷土館)	<ul style="list-style-type: none">・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討・ 稼働率の低いスペース利用形態見直し・ 民間活力の導入を検討・ 計画的な予防保全による長寿命化

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

① 再生可能エネルギーの利用推進の方針

国では、地球温暖化対策、低炭素排出抑制対策等、再生可能エネルギーの利用を促進しています。再生可能エネルギー事業の推進は、循環型社会の形成のみならず、地域の雇用の確保や、地域の活性化など、その経済効果による地域振興にも寄与するため、バイオマスや太陽光、風力、水力、地熱等、それぞれの特性を生かした利用を推進していきます。

② 過疎地域の自然的特性を生かしたエネルギーの利用及び土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進

町民一人ひとりが自然環境の保全意識を深め、環境に配慮した生活様式を積極的に取り入れるなど、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーを活用した資源循環型社会づくりの推進を図ります。

また、公共施設でも再生可能エネルギーを利用した事業に取り組み、地域の特性を生かした施設づくりに取り組んでいきます。

(1) 現況と問題点

- ① 過疎地域の自然的特性を生かしたエネルギーの利用及び土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進

21世紀は「環境の世紀」と言われています。資源循環型社会の実現は、地球温暖化防止対策とともに環境共生型社会の実現に向けた重要な施策であり、次の世代を生きる子どもたちを守るためには、省資源・省エネルギーを実践する資源循環型の生活様式に変えていくことが求められています。

町では、環境リサイクル産業の振興もあり、資源循環型社会の構築を目指して町ぐるみで取り組んでいます。その特徴的な事業として、「エコタウン事業」や「バイオマスタウン構想」があり、各家庭から出る生ごみや廃食用油の再資源化に取り組んでいます。今後は環境問題に対する関心の高まりに合わせて、町民・事業者の自発的な意思に基づく環境活動へと発展させていくことが必要となります。

また、公共施設としては、本庁舎敷地内に太陽光発電パネルを設置し、庁舎内の電力消費に利用しており、令和2年度には、十和田湖和井内エリア整備事業で、木質バイオマスを利用したボイラーを設置し、施設内の暖房に利用する予定で進めています。

(2) その対策

- ① 過疎地域の自然的特性を生かしたエネルギーの利用及び土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進

環境に負荷の少ない暮らし方や自然エネルギーの活用などが促進されるよう、資源循環型社会に関する学習機会や環境にやさしい生活様式の情報を町民や事業者提供するとともに、小坂町地域省エネルギービジョンや小坂町地域新エネルギービジョンに基づき、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を推進し、老人憩の家あかしや荘への木質バイオマスを利用したボイラーの設置を検討し、施設の予防保全による長寿命化とともに、環境に負荷をかけない地域づくりに努めます。

さらに、家庭や地域での様々な環境保全に向けた活動や、企業における環境マネジメント活動といった協働による環境への取り組みが活発に展開されるよう、町民、事業者、行政などあらゆる主体が適切な役割分担のもとに、それぞれにまたは連携して資源循環型社会の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 再生可能エネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	木質バイオマス利用施設整備事業 (老人憩の家改修事業)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの管理基本方針に基づき整合を図りながら計画的に実施していきます。

スポーツ・レクリエーション系施設

分類	管理基本方針
3-3. 保養施設 (老人憩の家 あかしや荘)	<ul style="list-style-type: none">・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討・ 余裕スペースの有効活用・ 民間活力の導入を検討・ 計画的な予防保全による長寿命化

1 3 その他地域の持続的発展計画に関し必要な事項

① 自然環境の保全及び再生の方針

町の豊かな緑、美しい水、さわやかな空気、のどかな景観等、豊かな自然の恵みは、町の誇りであり、十和田湖を代表とするこの自然環境を将来に引き継いでいくためにも自然環境を配慮した土地利用を進めるとともに、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを意識し、循環型社会の形成に向けて、豊かな自然を守り育てていきます。

② 国内・国外交流の推進の方針

町民一人ひとりが国内・国外交流への理解を深め、地域の理解や文化の違いを受け入れる多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野を持ち、多様性を尊重できる国際感覚豊かな人材を育てます。

様々な地域間交流の推進により交流人口が拡大し、町と関わり、持続的に地域に貢献する関係人口の創出を目指します。

(1) 現況と問題点

① 自然環境の保全及び再生

本町は豊かな自然環境に囲まれており、美しい自然景観を次の世代に受け継いでいく必要があります。そのため、町内の自然環境に配慮し、自然保護活動・美化活動を継続しながら、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう、土地利用関連計画や基盤整備関連計画との整合を図り、生活の利便性や安全性を考慮した計画的かつ適正な土地利用を推進していくことが求められます。

また、日常生活と密接な関係にある自然環境の悪化は、地域としても重要な課題となるため、河川等のきれいな水環境の保全に向けて、下水道等の生活排水対策を進めるほか、公衆トイレ等の衛生環境の向上に取り組んでいます。

昨今の健康ブームによるレクリエーション的な登山（山歩き）が人気となっていますが、町内にある十和田湖外輪山の登山道や湖畔遊歩道には危険な箇所も多く、案内板や標柱などの施設整備や修繕が行き届いていない状況にあるため、観光客や利用者の安全確保のため、破損箇所について把握し早急な工事及び修繕が必要です。

空き缶のポイ捨てや山間地などへの粗大ごみ等の不法投棄は後を絶たず、美化運動の取り組みやモラルの強化が求められます。

② 国内・国外交流

伝統、社会情勢等を理解するとともに、英語を使ったコミュニケーションを図り、相手の意図や考えを理解し、自分の考えを適切に伝えられる能力の育成等、多文化共生社会で活躍できる人材の育成が求められます。

本町は、JICA研修員との交流や中高生海外体験旅行などの国際交流の機会が多いほか、国際交流員、外国語指導助手の招致により、小さい頃から、また、普段から外国人と接する機会が設けられ、学校教育においては、外国語指導助手を配置した授業のみならず学校生活を共に過ごす中で、言語や文化の違いを認識できる環境があります。町では、平成3年度から発足した国際交流協会のイベントや活動で外国への理解、交流の推進が図られています。

しかし、国際交流員、外国語指導助手との交流は、児童生徒が中心となっており、一般町民との交流機会は減少しているほか、国際交流協会会員の減少、中高生海外体験旅行やイベントへの町内参加者の固定化・減少が進んでいるため、新たな参加を求める機会を創出しながら、本町の特性を生かした町民の国際交流への理解とともに、外国人の暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

図表 1 1

国際交流事業への参加者数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国際交流事業への参加者数	797	419	464	192	312

資料：観光産業課観光商工班

図表 1 2

国際交流協会会員数

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国際交流協会会員数	111	116	115	78	73

資料：小坂町国際交流協会

(2) その対策

① 自然環境の保全及び再生

本町の豊かな自然環境を保全するため、国・県と連携し公害の防止に取り組み、開発事業者が関係法令を遵守し、町民が安全・安心に暮らすことができるよう環境を阻害する要因となる事項の調査を行うとともに、調査結果について町民への周知を図ります。

観光客を含め町民一人ひとりの環境美化意識の高揚を図り、ごみの散乱・不法投棄の防止やマナーの向上等、町民・地域が一体となった環境美化活動を進め、美しい景観を保全し、美しい自然環境を後世に受け継ぐとともに、登山道や遊歩道の整備など、自然と触れ合える空間整備を行い、自然との共生を図り、自伐型私有林整備については、森林環境譲与税を活用し、今まで放置されていた森林に対し、所有者の自発的な森林管理を促す支援を行います。

公衆衛生や公害防止による生活環境の保全に向けて、生活排水や公衆トイレ等の生活環境の整備、坑廃水処理や河川水質管理等、衛生管理により町民の快適で衛生的な暮らしを確保します。

② 国内・国外交流

国際交流員を招致し、国際交流及び国際理解教育の推進を図るほか、小坂町国際交流協会への支援を行い、国際交流の活性化に取り組みます。

小坂町国際交流協会への支援を通じて、国際感覚や世界的な視野を身につけた人材の育成、地域の国際化を推進し、協定等を締結している友好交流都市などとの交流を深化させ、更なる国際交流の推進を図ります。

町内を訪れる訪日観光客や町内で働く外国人が安心して滞在・生活できる環境づくりに配慮し、多文化共生社会の構築に努めます。

中学校に外国語指導助手を配置し、小学校1年生から中学校3年生までネイティブによる外国語活動・英語授業を実施するとともに、国際交流員等や日本語学校生徒との交流を通じて国際理解教育の推進及びグローバルな人材育成を図ります。

本町の歴史的文化や十和田湖を代表とする美しい景観などを通じて、ゆかりのある地域との交流を推進し、互いに連携したにぎわいの創出と交流人口の増加を図ります。

また、秋田大学、秋田県立大学、ノースアジア大学などの連携協定を締結する教育機関との交流により、若者ならではの斬新な発想を生かした取り組みによる地域の活性化と、関係人口の創出を図ります。

② 対策の目標

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
国際交流事業参加者数	122人	350人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)国際交流の推進	国際交流員招致事業(ソフト)	町	
		国際交流推進事業(ソフト)	町	
		中高生海外体験旅行支援事業(ソフト)	国際交流協会	補助金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進賃貸住宅建設助成事業 ①事業の必要性 人口減少が進む中、定住人口を増加させるための取組として町有地を有効活用し、民間活力による住宅の建設を促進するため。 ②具体の事業内容 個人または法人が建設する賃貸住宅に対し、建設費用の助成を行う。 ③事業効果 町民の定住と町外からの移住促進及び遊休町有地の有効活用が図られ、将来にわたり持続可能な地域社会の形成に資する。	町	移住・定住人口の増加により活力ある地域を形成し、持続的発展につながります。
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	その他	防災情報伝達事業 ①事業の必要性 多発する台風や集中豪雨、そして甚大な被害を与えた東日本大震災など大規模な自然災害から、暮らしの安全と安心を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 町には防災行政無線などの整備が行われていないため、既存のFMラジオ局の電波を利用し、災害情報、緊急情報を受信し、自動的に起動する機能を持つ緊急告知ラジオを導入して、町民へ無償で貸し出し、民間業者への運営委託を行い、災害時の情報の伝達を図る。 ③事業効果 緊急告知ラジオを戸別設置することで、町民が安全に安心して暮らせる生活環境が確保され、将来にわたり持続可能な地域が形成される。	町	災害の情報伝達により安心して過ごせる地域となり、持続的発展につながります。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	町	交通弱者のための移動手段を確保することにより、将来にわたり安心して過ごせる地域と集落の維持となり、持続的発展につながります。
		町営バス運行事業 ①事業の必要性 日常的な生活交通路線である野口線は、川上地区の唯一の交通路線であり、町民が安心して生活することが出来るよう路線確保が必要である。 ②具体の事業内容 バス路線のない区間の路線を維持し、交通弱者の移動手段を確保する事業。 ③事業効果 バス路線を確保することにより、町民が安全に安心して生活することができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。	町	
		生活バス路線確保対策事業 ①事業の必要性 日常的な生活交通路線及び観光客の公共交通の確保から、上向七滝線、大館一小坂線及び小坂(2)線は、町民が安心して生活するために必要な路線であるため。 ②具体の事業内容 民間事業者が運営するバス路線確保に対する支援を行う事業。 ③事業効果 バス路線を確保することにより、町民が安心して安全に生活することができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。	町、バス事業者	交通弱者のための移動手段を確保することにより、将来にわたり安心して過ごせる地域と集落の維持となり、持続的発展につながります。
		十和田湖地区乗り合いタクシー運行事業 ①事業の必要性 十和田湖地区は公共交通機関がなく、日常的生活交通路線として乗り合いタクシーを運行し、町民が安心して生活することが出来るよう路線確保が必要である。 ②具体の事業内容 路線バス等のない十和田湖一小坂間について、民間のタクシー事業者の乗り合いタクシー運行事業に対する支援を行う事業。 ③事業効果 生活交通路線を確保することにより、町民が安全に安心して生活することができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。	タクシー事業者	交通弱者のための移動手段を確保することにより、将来にわたり安心して過ごせる地域と集落の維持となり、持続的発展につながります。

	交通施設維持	<p>橋りょう長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性 日常的な生活交通経路である橋りょうについて、将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②具体の事業内容 橋梁長寿命化計画に基づき、主要管理橋りょう25橋の修繕を行う。</p> <p>③事業効果 必要な修繕を実施することにより、橋りょうの長寿命化と維持管理費の縮減、道路交通の安全性が確保され、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町	生活環境の整備により将来にわたり安心して過ごせる地域となり、持続的発展につながります。
		<p>道路構造物修繕事業</p> <p>①事業の必要性 山間部を走る路線は大規模な構造物で構成されていることが多く、必要な点検、補修を行い、安全に利用できる道路を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 道路構造物の点検を行い、その結果をふまえて適正な管理及び修繕を行う。</p> <p>③事業効果 必要な修繕を実施することにより、道路構造物の長寿命化と維持管理費の縮減、道路交通の安全性が確保され、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町	生活環境の整備により将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	<p>旧小坂公民館十和田分館（旧十和田小中学校）解体事業</p> <p>①事業の必要性 学校の統廃合後、地区公民館として利用されてきた当施設は、老朽化が著しく、十和田湖の景観を損ねているため、町民の安全性及び生活環境の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 利用されなくなった当施設を解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、十和田湖の景観の改善と町民の生活環境を確保し、安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>	町	生活環境の向上により将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。
		<p>小坂小学校プール解体事業</p> <p>①事業の必要性 町内の屋内温水プールとの複合化により使用されなくなった小学校のプールが老朽化とともに景観を損ねているため、町民の安全性及び生活環境の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 使用されなくなった小学校のプールを解体、撤去する。</p>	町	生活環境の向上により将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。

		<p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>		
		<p>旧七滝小学校プール・管理棟解体事業</p> <p>①事業の必要性 学校の統合により使用されなくなったプールが老朽化とともに景観を損ねており、町民の安全性及び生活環境の確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 使用されなくなった小学校のプールを解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安全性及び生活環境を確保し、将来にわたり安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>	町	生活環境の向上により将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。
		<p>旧川上公民館（旧川上小学校）解体事業</p> <p>①事業の必要性 学校の統合により使用されなくなった小学校を公民館として活用してきたが、老朽化及び耐震補強が必要な建物であったため、旧公民館は廃止し、新たに公民館を新築した。旧公民館は町民の安全性及び生活環境の確保のため解体は不可欠である。</p> <p>②具体の事業内容 旧川上公民館を解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安全性及び生活環境を確保し、将来にわたり安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>	町	生活環境の向上により将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。
		<p>旧小坂幼稚園(陶芸教室) 解体事業</p> <p>①事業の必要性 幼稚園の廃園により使用されなくなった幼稚園施設を陶芸教室の団体に貸し出し利活用してきたが、老朽化が著しく、町民の安全性及び生活環境を確保する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 旧小坂幼稚園を解体、撤去する。</p> <p>③事業効果 施設を解体、撤去することで、町民の安全性及び生活環境を確保し、将来にわたり安心・安全な地域社会の実現を図ることができる。</p>	町	生活環境の向上により将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。
	防災・防犯	<p>空き家等の適正管理補助事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行を背景に町内に空き家等が増加していて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するための適正な管理が必要である。</p>	空き家等 解体・撤去 実施者	生活環境の向上により将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。

		<p>② 具体の事業内容 空き家等の解体撤去・処分に係る経費について、所有者に対し助成を行う。</p> <p>③ 事業効果 管理不全な空き家等の解体・撤去を推進することで、町民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>		
7 医療の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	<p>医師確保対策事業</p> <p>① 事業の必要性 鹿角地域では医師の充足率は低くなっており、町民の安全・安心な生活を確保する上で、地域医療の確保は大きな課題となっている。</p> <p>② 具体の事業内容 鹿角地域の中核病院であるかづの厚生病院が、中核病院の機能を維持のため医師確保対策に要した費用について支援するとともに、岩手医科大学に寄付講座を設置し、地域医療連携と医師派遣体制を確保する。</p> <p>③ 事業効果 支援や寄付講座の充実により医師が確保され、町民が安全・安心な医療サービスを受けられることができる環境が確保されることから、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町・医療機関	地域医療を確保することで、将来にわたり安心して暮らせる地域となり、持続的発展につながります。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>小中学校 I C T 環境整備事業</p> <p>① 事業の必要性 情報社会の進展に伴い、児童生徒が情報及び情報手段を適切に選択し活用する能力を高める必要がある。</p> <p>② 具体の事業内容 小中学校にパソコン及び移動用タブレットパソコンを整備する。</p> <p>③ 事業効果 I C T を活用することで、発達段階に即した情報モラル教育の充実を図り、学びやすい環境を整えることができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p> <p>学校給食費助成事業</p> <p>① 事業の必要性 学校教育に関する保護者の負担を軽減するため、学校給食費の助成をする必要がある。</p> <p>② 具体の事業内容 児童生徒の学校給食に係る経費の一部を助成する。</p> <p>③ 事業効果 保護者の経済的負担を軽減することにより、児童生徒が心身健全で、安心して教育の充実を図ることができ、将来にわたり持続可能な地域が形成される。</p>	町	<p>将来を担う人材の育成を図ることで、持続的発展につながります。</p> <p>子どもたちの豊かな成長により地域の持続的発展につながります。</p>

		<p>③事業効果 保護者の通学に関する経済的負担の軽減及び児童生徒の安全を確保することができ、安心して教育を受けられる環境の整備により、地域の持続的発展に資する。</p>	
--	--	---	--